

第十三回国 参議院法務委員会會議録第五十五号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午前
十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福藏君
内村 清次君
片岡 文重君
羽仁 五郎君
田嶋 好文君

衆議院議員
政府委員

法務府法制意 高辻 正己君
見第一局長 野木 新一君
法務府法制意 清原 邦一君
見第四局長 吉河 光貞君

法務府特別 關 之君
審査局長 吉橋 敏雄君
法務府特別 齋藤 三郎君
審査局長 齋藤 三郎君
中央更生保護委 齋藤 三郎君
員會事務局長 齋藤 三郎君

事務局長 西村 高見君
常任委員会専門員 堀 眞道君
常任委員会専門員 堀 眞道君

第四部 法務委員会會議録第五十五号 昭和二十七年六月十三日【参議院】

説明員

最高裁判所長 鈴木 忠一君
官代理者事務 鈴木 忠一君
総局人事局長

本日の会議に付した事件

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○犯罪者予防更正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本委員会の運営に関する件

○被覆活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。

本日は先ず訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案者の説明を聴取いたします。衆議院議員田嶋好文君。

○衆議院議員(田嶋好文君) それでは提案理由の説明をさせていただきます。只今議題となりました訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、第一に訴訟費用及び執行吏の手数料等の増額を、第二に執行吏の恩給の増額を目的としており、先ず第一の点について申し上げます。御承知の通り民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執行吏の手数料等につきましては、戦争中の物価の高騰に際して臨時的にこれらを増額するため

に、民事訴訟費用法、刑事費用法及び執行吏手数料規則の特例として、昭和十九年に訴訟費用等臨時措置法が制定されましたが、終戦後も引き続き経済情勢の変動に伴い、数度の法律を改正し、これらの額を増加して参つたのであります。前回の増額、即ち昭和二十三年十二月の改正以来国内の経済事情は多少安定はして参りましたが、物の騰勢はなお継続し、例を総理府統計局調査の消費者物価指数にとりましても、昨年中の物価指数の平均は、昭和二十三年平均の約五割方の増加を示し、現行の訴訟費用及び執行吏の手数料等の額によつては、訴訟関係者又は執行関係者等の負担の公平を期することが困難となりました。よつてこの際更に暫定的にこれらの額を増加しようとするのが、この法律案の第一條の趣旨であります。

その要点は、民事訴訟費用中の書記料及び鑑定料並びに執行吏の差押、競売その他書類送達等の手数料等について、只今申上げましたような物価指数の増加率に応じてそれ、約二分の一を増加し、又、民事訴訟、刑事訴訟の証人、鑑定人等並びに執行吏手数料規則による証人、鑑定人及び執行吏の日当及び宿泊料等については、その性質上国家公務員に支給する日当及び宿泊料になつてそれ、約三分の一を増額し、いずれもその額を現在の状況に適應するように改めたのであります。次に執行吏の恩給の増額の点は、この法律案の第二條に定めてござい

ます。御承知の通り現在執行吏につきましては、昭和二十六年九月三十日以前に退職した者に対し、一般公務員のいわゆる七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されておりますが、同日以前に退職した一般公務員につきましては、前回の国会において成立いたしました恩給法の一部を改正する法律により昭和二十六年十月分以降一万六千二百円の新ベースに基く恩給が支給されておりますので、執行吏につきましても、これと歩調を合せて、同月分以降新ベースに基き、恩給の年額を、九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何卒よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめたい。速記中止

○委員長(小野義夫君) 速記を始めたい。速記中止

○委員長(小野義夫君) 速記を再開いたします。速記中止

が、御承知の通り現在執行吏につきましては、昭和二十六年九月三十日以前に退職した者に対し、一般公務員のいわゆる七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されておりますが、同日以前に退職した一般公務員につきましては、前回の国会において成立いたしました恩給法の一部を改正する法律により昭和二十六年十月分以降一万六千二百円の新ベースに基く恩給が支給されておりますので、執行吏につきましても、これと歩調を合せて、同月分以降新ベースに基き、恩給の年額を、九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何卒よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめたい。速記中止

○委員長(小野義夫君) 速記を始めたい。速記中止

○委員長(小野義夫君) 速記を再開いたします。速記中止

○伊藤修君 この法案につきまして、先ず根本的に今日の執行吏のあり方、執行吏制度のあり方、こうした根本問題を先ず一応明らかにしなくてはならないと思つて、又政府の、或いは最高裁判所の考え方というものを伺つておきたいと思つて。

提案者においては実務家であられましてから十分御承知のことと思つて、私が申上げるまでもなく、今日の日本の民事訴訟制度というものは、如何に国民の間においてその実生活とマッチしていかないかということも申すまでもないので、ひとしく国民の基本人権の保護を目的とする裁判所のあり方といたしまして、民事事件の今日の状態においては、到底国民の財産的な面におけるところの基本人権の保護というものは全きを得てないと思つて、数年の長きに亘つて或る一つの事件を起し、そうして失われたところの財産的基本人権を回復しようと、こう国民が努力して、その結果漸くその希望を達し得たと思つても、この最終段階においてその目的をいまいい模範たらしめるといふのが今日の実情であります。殊に今日の執行吏というものが、その委託者に対して、依頼者に対して取捨選択することがとき傾向にある。具体的に申しますならば、委託者が使物をするとか特別に旅費を出すとか、或いは變態するとか、金銭的謝

礼をするというようなものにあらざれば、その委託した事件を速かにこれを執行しないのです。これが全国の執達吏のあり方であると申上げては私にはばからぬと思ふのです。殊に東京あたりの執達吏のあり方というものは聞くに堪えない実情にある。我々地方に属する者においても、その地方裁判所に属する執達吏というものが実に腐敗しきつてゐるのです。悪意な人若しくはそういうような人々を特別の關係のある事件は速かにこれを執行いたしますが、然らざるものに対しては、忙しんとか順序がそう行かないとか言つておざりにして、受諾はいたしておりませんがこれを執行しないというものが今日のあり方です。これでは国民は折角費用と努力と日子を費して、裁判所に自己の失われた基本人権の保護を受けたといつても、その最終段階においてこれを實現する機関において、かような腐敗した機関に委ねたならば、ひいては國家の威信にも関し、最高裁判所の威信にも関し、憲法の保障するところの基本人権の保障というものは全く画餅に帰してしまふ。

○衆議院議員(田嶋好文君) 只今の伊藤委員のお言葉は、幸いにいたしました。私も弁士業務に携つておる關係から一つ御尤もな点ばかりであります。これに対して何らの弁解の余地も現在の執達吏はないものと考へますが、私たちが提案者の立場から言ひましても、実はそうした立場から執達吏制度、裁判制度に對しまして大きな検討

を加えると共に徹底的な改革を必要とする段階にあることは、ひとしく認めおるのであります。併しこの制度そのものを根本的に改正するといつたときは如何ともしがたい事情にあることは、参議院の皆様におかれましても御承知の通りであると思ひます。実はこの法案は、申上げる必要はないかと思ひますが、衆議院において先議をしないで、参議院で先議をして頂いて、そして十分な制度的な検討も願つて、そして我々の院のほうへ御送付願うつもりであつたのであります。

が、併し不幸にいたしました。参議院のほうが多忙であつたかどうか知りませんが、なか／＼この法案が参議院にかかると至らない。ところがそうした欠陥はございしますが、そういう欠陥を補う一つの手段として考へられます。これは、やはり生活の安定を幾分なりとも執達吏に與える、そうした面でも暫定的にそのでこばこを是正して行くことがここに考へられるわけでありまして、その意味におきまして取りあへず、この全部によりまして執達吏の経済生活が絶対に確保せられるという保証はできかねるのでございしますが、一般公務員との給料の権衡も考へまして、この程度においてそうした不平不満の一部の是正を図りたいと、こう考へて本法案を特に急いで提出したような次第でございます。

先ほども申上げましたようにこれは衆議院のみの問題ではない、全国的な問題であります。参議院も同じ考へをお持ちのことと思ひます。この問題に對しましては国会の立場から總力を挙げて將來大きな検討を

加えながら、大きな改革が加えられまことを期待いたしてゐる次第でございます。

○伊藤修君 提案者の御意思はよくわかりました。勿論そうなくてはならぬと思ひます。そういう点に對しまして將來とも十分関心を持つて、これらの制度に對するところの改革に一つ御盡力を賜りたいと、かように存する次第であります。勿論この提案の理由たるところの、これらの職務に携わるところの人々の生活を維持するために必要最小限度の賄いをするということについてはやぶさかでないけれども、先ほど申しましたようなあり方においては、到底この種の賄いだけではそれが拂拭されると思へられないので、やはり制度の欠陥その他規律、規範といふものに欠けるものがあるのではないかと、かように考へるのです。

現在私の知つてゐる限りにおきましては、最高裁判所においていわゆる執行吏の職務規律、若しくは規範といふやうなものも未だ制定されていないやうに聞かれますが、少くとも最終後すでに六十年もたち、最高裁判所の職務も軌道に乗つてゐること存じます。かような重要な、最前線ともいべきやうな機関に對するところの職務準則といふものができてゐるからではないのか、この点を先ずお伺ひたい。

○説明員(鈴木忠一君) 執達吏の職務準則については、從來各控訴院の管内において執達吏の職務準則といふやうなものが大同小異の内容を持つて規律せられておつたわけでありまして、それが引續いて現在においても生きてゐるわけでございますけれども、やはり実

情にマッチしない面があると思ひます。殊に終戦後の経済事情の大變動に伴つて、あらゆる面の生活環境が違つて来たのに連れて、執達吏の生活といふやうなこともその例外たり得ないわけでありまして、従つて執達吏の實際の取扱ひといふやうなものを、今御指摘になりましたやうな、かなり法律の予期しておられないやうな面が出て來てゐるといふことは私どもも認めざるを得ないわけですから、それでやうな新事業に即応して、執達吏の職務規律、監督といふやうなことを全国的に考へなければならぬといふことを痛感しております。これは今御指摘になりましたやうに、若干遅まきの謗は免れないかも知れませんが、昨年の十月から日本弁士連合会の代表者、それから東京高裁、地裁の裁判官、東京執行吏役場の代表者、それに事務総局から民事局長等が加わられました。執行吏事務協議会といふのを設けまして、昨年の十月から今までに約六、七回に亘つて執行吏事務の改善について協議を重ねて、その結果大體の論点は出揃つたと思ひますので、それについて対策を講ずるものは講ずることとし、研究を要するものは各委員の手許で研究を重ねた上で、そして更に成案を得た上を合を開いて協議することになつてはおります。併し今御指摘になりましたやうに、やはりやういふ職務の監督といふやうな面を、当面の手当としては監督といふこと、職務の準則といふやうなことに對して努力をしなければならぬわけなんですけれども、根本的な問題は、やはり執行吏制度の根本的な改善といふことを考へなければ、國民の期待に副い得

ないのではないかと。従つてできるだけ近いうちにやういふ立法的な措置、根本的な措置といふことを考へなければならぬと、そういうやうに考へてお

○伊藤修君 一体最高裁判所はいわゆる憲法に保障せられたところの基本人権を保障するところの殿堂である。その誇りを高く掲げておられるのです。我々はそれを又期待してゐるのです。又そうであるべきことを我々は信じて疑われないのです。然るに終戦以來国内法規の整備といふものがあらゆる意味において行われたにかかわらず、ひとり民事手続においては未だ整備されていないのです。その日暮しです。基本たるところの民事訴訟法においても然りです。而して先ほど申しましたこと、その実現を最終段階において図るがらといふ今御説明がありました。遅きに失するのです。最高裁判所ができた直ちにかやうなことはすでに検討されて、今日明らかにこれらの統一規定若しくは統一的な法律といふものが制定されなくちやならない。最高裁判所のルールで以て賄えるやうな事項です。あえて法律は私には要らないと思ふ。さやうなものを在野日を暮してゐる。最高裁判所のルールを見ますと、突に一般法規にもひとしいほどの数多くのルールが作られてゐるにかかわらず、ひとりこれのみルールができてゐないかと思ふ。それで以て國民の基本人権を保障するといふ殿堂と言へるのです。ルールを作るのに忙しいといふなら、あれほどたくさんルールを作

ないのではないかと。従つてできるだけ近いうちにやういふ立法的な措置、根本的な措置といふことを考へなければならぬと、そういうやうに考へてお

ないのではないかと。従つてできるだけ近いうちにやういふ立法的な措置、根本的な措置といふことを考へなければならぬと、そういうやうに考へてお

つていらつしやるのですから、これくらゐのルールは当然速かに作らるべきはずのもので、昨年あたりから今日に至るまでまだその成案が得られないということは、余りに怠慢に失するではありませんか。殊に元の控訴院管内、即ち今日の高裁管内ごとく一つの基準がある。それは戦前のもので、今日の新しい時代においてもそれが即適用できるとは考えられない。又裁判所の制度においてもいわゆる変革を来たしておられますれば、それに適合するように、又新しい時代の基本的人權という大きな観点に立つて、その実現を期待し得るような方向にその規範というものを作らなければならぬと私は思うのです。そうした面がなさざりにされているという事はどういふ関係があるのですか。仕事をなさらないのですか。関心を持つていないのですか。その点を一つ伺います。

○説明員(鈴木忠一君) 関心を持つていないわけではございませんし、関心は持つておりますのですけれども、やはりこれは監督規定というよりなことを直す、根本の問題としてはやはり民事訴訟法の強制執行の面にも関係をして参ります。更には執達吏規則というよりなことも、その法律の改正というよりなことも当然関係をして行きますものから、ただ監督的な職務的な改善にはならない面が實際上生じて来ると思つて、それで終戦後すぐに手を着けるということをしておらないのであります。法律のほうの改正、強制執行の改正というよりなことも念頭にあつた関係で、最高裁判所としてその執行吏制度についての根本的な改

正について考慮は拂いながらも、それを立法府のほうに強く要望するというような点がなかつたわけでありまして、これは確に若干手遅れだと申されれば手遅れでありませぬけれども、事務局のほうとしては決して興味がないとか、改正をする意思がないとか、そういう意味合いでおつたわけではないことを御了承願ひたいと思つております。

○伊藤修君 勿論その職務の内容については民事訴訟法の執行に関する規定と関連を持ちますが、少くともこの制度というものを対峙して、最高裁判所が先ず以て打立るといふ考え方は当然なさなくちやならぬと思つて、而してその制度を公正に維持し得るというルールはお作りになる必要があるのです。例えば最高裁判所の中に調査官制度を設けられませぬれば、それに対する調査官の機能を十分に發揮し得るような、或いは事務的な操作について最高裁判所の事務の促進ができるような制度をいゝお作りになる。

又それに対するルールはお作りになるはずで、いわゆる執行吏制度というものが、今日ならばそれを今日のごとく委託制度にするか、最高裁判所の官吏ですか、官吏の中にこれを取入れ、最高裁判所自体においてこれを行つて、勿論未端の裁判所が行うのですか、裁判所において行つて行つて行つて、根本的な制度の打立て方は私にはあり得ると思つて、ただ基本的な民事訴訟法ができないといふ思つて、もう遅きに失するのです。少くとも司令部のおるうちに手を着けなければならぬ法律だつた。それが在昔今日に至つておるといふことは、国民の基本的人權を保障する上において非常に大

な失態ではないかと思つて、それができないからといつて、今後二三年、三四年このまま置いておくという事は、私としては容認できやうない。これは速かに執行吏制度をどう基本的に打立てるかという考え方を確立したところの職務規律というものをお作りになればいいと思つて、そして民事訴訟法が改正されませぬれば、これにふさわしいように改正して行かれればいいと思つて、民事訴訟法は私は納得できないのです。如何ですか。

○説明員(鈴木忠一君) 御尤もなんです。この執行吏制度の欠点と申しますか、只今いろいろ御指摘になつた現実面における欠点というものは、形の上では官吏、國家の公務員というよりなことになつておられますけれども、収入が足りない場合は補助するといふこと、而も手数料その他の費用の額といふようなものは法律で定めて、自由競争に任せておかない。そして足りなかつたら國家が補助するといふ、いわば實質上は官吏ともつかず、而も本来の商人ともつかずといふような関係になつておる。そして依頼者の直接の依頼に基いて執行行為をするといふ、そういう今の制度に私はやはりいろいろ弊害が生ずる原因があるのではないかと考へておるのであります。従つて、併し御承知のように執行吏の仕事といふものはいろいろな面が、部門がございませぬけれども、とにかく裁判で確定された権利の實現に協力をす

る。實現そのものに携るといふことが執行吏の固有の仕事として非常に重大な役割を演じておるわけですね。そうしますと結局強制力を以て私人の財産に當る。私人の行動を束縛するといふことになりませぬから、結局國家が強制権を持つておつて、その國家の強制権を國家の官吏に執行をさせるのだという建前は、やはり將來といへども崩せないのじやないか。そうしますと執行吏というよりな者を今の官吏並みに、官吏に取入れて、そして俸給で賄ひ、仕事は裁判所の仕事として、裁判所の職員として固有の仕事として執行をさせるといふようなことにせざるを得ないかと考へられることが、その際にはやはり給與といふことが當然に問題になるだらうと思つて、これは御承知のように執行吏の仕事といふものは決して好ましい仕事ではないわけですね。いわばこの民事の、民事における行刑の官吏といふよりな形になります。執行吏の娘だといへば、嫁の売れ口も乏しくなるといふ現在でありますから、普通の費用で一体果して官吏として賄ひ得るだらうか、執行できるだらうかという疑問が生じて来るわけがございませぬ。でございませぬから將來の方針として、そういうような執行吏の職務の特質といふ面と、それから収入によつて、そのこんな不愉快な仕事を若干カバーし得るといふような面を考へて、そして根本的な制度を打立てなければならぬと思つて、これは外

では御承知のように歩合制度であるとか、収入を全部執行吏の収入とするとか、官吏として行わせておるとか、結局は執行吏の仕事の不愉快さ、困難さといふことに淵源しておると思

ふのです。そこで最高裁判所としてはそういうことはいゝ考へてはおりませぬ。將來は今も申上げましたように、立法をしなければならぬわけですね。れども、差当つては現実に起つておるいゝ弊害を除去し得るためには、できるだけ早く職務規則というよりなものを、最高裁判所のルールの中で作らなければならぬといふこと、事務局ではその用意を進めておりますから、法律ができるまで、民事訴訟法の強制執行の部分で改正できるま

でルールを作らないで放つておくといふよりなつもりはございませぬ。それは遠からずルールで實現し得ると思つて努力しております。

○伊藤修君 今遠からずといふのですから、余り遠くはないと思つて、速かにといふ言葉で表現して頂きたい。いついつかまでとは申しませぬが、速かにお出しになることが私は適切ではないかと思つて、今日のあり方で以て國民がそれによつてすべての権利保護が賄われておるといふ事象ですから、一日もそれを早く出すことを期待してやまないので、併し今職務の本質においていゝゆる刑罰の場合におけるところの行刑官にひとしいようなものであると仰せられておられます。まさにその通りです。併し行刑官の場合には、これよりもつとよきな仕事をしておる人間を長年月拘禁して見守つておる。この仕事の不愉快さといふものは、執行吏の比ではないのです。これが官吏で今日ちやんと賄われておるじやないですか。民事関係よりは、この行刑官のほうが仕事の内容から申しますれば

のほうです。そこで最高裁判所としてはそういうことはいゝ考へてはおりませぬ。將來は今も申上げましたように、立法をしなければならぬわけですね。れども、差当つては現実に起つておるいゝ弊害を除去し得るためには、できるだけ早く職務規則というよりなものを、最高裁判所のルールの中で作らなければならぬといふこと、事務局ではその用意を進めておりますから、法律ができるまで、民事訴訟法の強制執行の部分で改正できるま

でルールを作らないで放つておくといふよりなつもりはございませぬ。それは遠からずルールで實現し得ると思つて努力しております。

いやな仕事であるか、不愉快な仕事であるか、除罰な仕事であるかというこ
とは比にならない。その行刑官が皆今
日婚々としてやつておると言いませ
んが、少くともこの仕事に携つて、今
日官吏制度として毅然として存在し
ておるのです。して見ますればこの民事
の執行官も言うべきこの執行吏にお
いても私は官吏で賄うという事ともな
お私は不合理ではないと思うのです。
その制度がいかに悪いかは別問題とし
て、これはあなたの方でよく御研究
になる必要があると思うのであります
が、又官吏でやる場合において、仕事
の甲乙というものはあるべきもので
ないと思ひます。誰でも好きで、
特審局のような仕事を進んでや
らうという人もあるのです。死刑執行
をやらうという人もあるのですから、
我々が考へておる以上にいろ／＼な異
状の精神を持つておる人もおるのす
から、これ仕事の内容に興味を持ち
ますから、決してそれによつて私は甲
乙は附けられないと思ふ。だからこれ
をあえて官吏にしたところが、これに
ふさわしいところのやはり官吏とい
う者が携つて行けるものと私は確信し
疑わぬ。又この官吏は刑務所の看守
程度のものにしておいてはいいない。
これは少くとも裁判所に永年奉職し
て、書記を十年なら十年、今の事務官
といひますか、勤めた者を任用する
か、或いは局長程度の人を任用する
か、或いは高い地位におくべきです
ね。そうしないといふ内容のまま実現
しようとするのですから、これは監獄
しじや困るのです。そうなりますと結
局待遇問題が起つて来る。これは一つ
の俸給表及び委託事件に関するところ

の国家の制度においてそういうことが
賄えるか賄えんかわかりませんが、別
な私は特別手当を出す方法を考へても
いいと思ふのです。これは最高裁判所
が考へられるべきだと思ふのです。だ
からその人にふさわしい手当を出す
いうことは私は十分国家としても考へ
て差支えないと思ふ。重要な仕事なん
です。どんな名判官がたくさんおつて
も、その名判官によつて打出された判
決というものを現実に具体化せなければ
何もしないのです。それは面に描
いたばかりです。その現実に打出す
ものはこの執行吏なんです。その執行
吏が判決の内容、判決が企図しておる
ところの内容といふものを現実に打出
し得ないといふような人間であつては
ならぬと思ふ。従つてこの行刑官に
さわしい執行吏といふものは、今日の
人的……あの態様ではいけないと思
ふ。もつと立派な人を出すべきだ。そ
れには今、多年裁判所で勤め上げた人
に、最後の奉公としてこの職に携る道
を開けて、これを高い地位の、いわゆ
るそこに行くことを名譽と心得るも
の、例えば裁判所をやめて公証人にな
ることを名譽と心得る、権利を買つて
それに転職するといふ今日のあり方
ごとくこれを持つて行つて御覽なさ
い、執達吏の株といふものは高くなつ
て、執達吏を希望するといふ者は最高
裁判所に陳情これ努めなければ執達吏
になれないといふことになる。それ
で持つて行つて頂きたい。そうすれば
今日の世の非難を受けるがごとき執達
吏の内状といふものがその点から拂拭
されると思ふ。規則ばかりではいい
ない。やはりそういう点を考慮して私
制度を打出さなければいかんと思ふ。

そういうお考え方はどうですか。
○説明員(鈴木忠一君) 私が最前執行
吏を行刑官に比較したのは、本来の官
吏として執行吏という制度を設けた場
合に、できないといふ意味じゃなくて
勿論である。できるけれども、行刑官
に比べられるべきものであるから、そ
の待遇として、待遇問題については通
常の官吏と異なる待遇を以て臨まな
ければならぬという趣旨において
申上げた意味なんです。その点は伊
藤委員の只今の御発言と同趣旨でござ
います。決して官吏としてできないと
いう意味ではなく、官吏としてやる場
合には、普通の官吏よりもその職務が
十分とれるようにいい待遇を興えな
ければならぬという趣旨で申上げたわ
けであります。
それから官吏として執行吏制度とい
うものを考へるときに、その地位を現
在よりも重くしろといふことも、これ
も事務局のほうでも同感でございま
す。現在の執行吏といふ者はいろ／＼
非難がございまして、率直に申し上げ
れば、やはりその質として優れておる
は私どもも自負できないと思つてお
る。そう申しますのは、結局戦前にお
いては裁判所で長く勤めておつた上級
の書記がやめて執行吏になる。従つて
法律の知識は相当あつた。そういう者
が執行吏役場に相当おつたわけが、
戦後はいろ／＼な事情からして執
行吏を希望する者といふのが殆どな
かつたわけなんです。最近では漸く若
手が出て参つたわけでもなかつたので
す。従つて素質の点からいつても必ずしも
優秀な者が現在執行吏となつておら
ないわけでありまして、外国などの例を見
ますと、執行吏は相当の、まあかなり

重要な地位を占めておつて、公に選ば
れたりするような制度になつてゐる。
サラリーなども相当高く、地位も相当
認められてゐるわけです。今御指摘に
なりましたように、この裁判の判決の
執行をする際に法律知識が相当要るの
じやないかとおつしやられた通り、法
律知識が相当執行吏は必要であつて、
その点から言へば、現在の制度をその
まま申しても、執行吏は或る意味で独
立の機構で、必ずしも具体的な行為に
ついて一々裁判所の指示はされておら
ないわけでありまして、その点からして
も執行吏の地位といふものは高くある
べきであり、殊に戦後のいろ／＼な場
合、殊に仮処分などの場合には執行吏
にかなりの認定権といふものがある
権といふものがある。そういうものを付與
した仮処分等々をさす場合もあり、そ
ういふ点を考へても、執行吏が法律家と
しても相当な素養を具えていなければ
勤まらない職務だといふことはお説の
通りであります。その点から申しまし
ても執行吏の地位を高めるといふこと
は、結局裁判を終極的に実効あらしめ
るといふことになるわけでございます
から、執行吏の地位を現在よりも高く
して、そうしてそれを優遇をする、同
時に素質を向上させて、法律家として
も他にひけを取らないような人物を備
えるといふことが必要であることは伊
藤委員の御指摘の通りだと思ひます。
事務局においてもそういう点はそ
ういふ方向に持つて行くべく従来考へて
参つておられます。

○伊藤修君 どうも従来考へては参つ
ていらつしやるけれども、それを考へ
ただけでは、いつまでも頭の中にしま
つておいたのでは駄目なんです。お互
いに考へたことは直ちに実行に移さな
ければいかんのです。今日の社会情勢
といふものは、殊に今日の日本として
はいい考へ方は直ぐ打出さなければい
かんのです。今日の日に困つてゐる
のですから、今日の立派な日本を作る
うとしてお互に努力してゐるのですか
ら……鈴木さんは休むに似たりとか
何とかいふ考へで、これは余り考へ過
ぎて、うちの中にしまつておいては役
に立たないのです。これがいいと確信
されたらそれをどし／＼速かに実現し
て頂くように努力してほしい。由來裁
判所といふものは非常に物事に慎重
で、度が過ぎるのです。或る意味に
おいては勇気がないといふのです。こ
れがいいと思つたら最高裁判所は独立
したのだからどし／＼それを実行に移
して頂くといふのです。これだけ長年の
間受けて立つ、いわゆる裁判をするの
に受けて立つといふ立場で以て非常に
実社会に疎いのです。これを改めて
頂くといふのです。最高裁判所がいや
しくも独立して国民の前に立つた以上
は、今日の国民生活をどう導くかとい
うことにやはり思いをいたして頂きま
して考へ、いいと思つたことは直ぐに
これを実現するよう努力して頂くた
い。二年も三年も、十年もかかつて判
断をするといふような悠長な考へは棄
断を願ひ、我々国民と共にある、最
高裁判所が共にあると、こういう考へ
方を以つてすべての今日の仕事をなさ
つて頂くといふと思ひます。その意味に
おいてこの問題に對しましても速かに
これはあなたたちの考へ方を具体化し
て頂くといふ、こう思ふのです。私の強
い希望は、官吏とする場合においては
やはり地位を高いものにすべきことは

当然です。又今後お説の通り、私が申上げるまでもなく、行政事件というものが裁判所に帰一されておられますから、いろ／＼な複雑な仮処分というものが相対し得るのです。執行吏に對して重大な責任を持たせられるような状態に今日は置かれておられるのですから、だから従来の、戦後臨時雇の執行吏、質の下つた執行吏にこれを任しておいたのでは結局は最高裁判所の威信に關する。又日本の司法権の獨立はどこにあるか、司法権の尊嚴というものがこの点から崩れて行くと思つて、それは由々しき問題と思つて、その結果受けるところがこんなことかといふことになりまして、裁判所頼るに足らなくなつたら、日本の制度といふものはすべて打ち壊されるということをお考えにならなければいけないですよ。ただ裁判所があるからいいのだという考え方はいけないと思つて、日本人が、日本国民が頼るのほどですか。すべて拳けて裁判所に事を任せよう、裁判所の裁断を受けよう、その指示に従うのだ。それは我々は納得する、こういう氣風が満ち／＼しておるのです。どここの行政官庁に行つて、我々は、私たちの生活をすべて任せようという所がありましようか。最高裁判所に限つては国民はすべて任しているのです。これはどの信賴の高い最高裁判所が、その国民の信賴を裏切るがごとき、こういう制度をそのまま一日も存在せしめるという事は、これは最高裁判所のために私は非常に遺憾に思つておる。これは私は速かにやめるべきです。曾つても私は非公式に言つたこと

がある。由来今日に至るまで何らなきが、出来今日に至るまで何らなきがでない。でありますから私はこの法案が出て来たときにこの苦言を呈したいと思つて、私は参議院ですべきでなく、私はむしろ衆議院で出して、こちらが批判的な立場に立つて苦言を呈したい、かように考えた次第です。この点は十分一つお帰りになつて事務局とよく打合せて頂いて、速かに実現されるように努力して頂きたいと思つておる。それでまあそれは将来のことでありませんが、將來としても近い將來のことですが、現実の問題として、一体今日執行吏の監督は裁判所長がなすつておるのですか。これは實際行われておるか、どうか。裁判所長が一体關心を持つておるかどうか。

○説明員(鈴木忠一君) 執行吏の監督は、終戦前地方裁判所長が監督をするということになつておりましたけれども、裁判所法施行以來、結局裁判所でも、又地方裁判所で監督をするということになつておるわけでございます。従つてそれは實際的に言へば、裁判官會議でその具体的な場合に監督すべき事項が起ればきめて監督をする。或いは一般的に裁判官會議できめた方針に則つて裁判官會議から委嘱を受けた者が監督をするというよう形になるのでございますが、實際においては多くは地方裁判所長が裁判官會議の委任を受けた形で監督をするとか、更には東京地裁のごときは、民事部の上席の裁判官が監督をするとか、大阪の地裁で申上げれば、所長、上席の裁判官、それから執行部の裁判官、簡易裁判所の上席の裁判官という者から構成しておる執行吏監督委員というようもので

監督しておる例もあります。それから京都の地裁などでは、執行部の裁判官と訟廷課長が監督をしておる。あとは大抵の所では普通所長が裁判官會議の委任を受けた形で監督をしておるといふことなるのであります。これは職務のつまり管理としての一般的な監督の意味でありませうけれども、具体的な職務の執行については異議というようないことが出れば、それは勿論各裁判所の執行を拒当しておるいわゆる執行部でその具体的な事件についての異議を通じて監督をしておるわけでございます。

○伊藤修君 あなたはそんなことだからふしだらなんです。勝手放題なことをやつておるのです。一体私は常々最高裁判所に言うのです。裁判官が余り行政に興味を持ち過ぎるので、今日この裁判官は今まで持つていなかったものだから、今日裁判所が独立したと言つて、司法行政に興味を持つて、本来の裁判のことはそつちのけにして来ておるというのが本来の……ここに出て来ておる一つの例なんです。一体裁判官會議でかような監督事務を行へるのですか。かような事務を、職務を裁判官會議に委ねるといふことは根本的に間違つておると思つておる。裁判官が自分の本職を打ちやまつておいて、若しもそれを外して執達吏のあり方について一々監督できるのですか。況んやそれはその會議において、一にも二にも司法行政を裁判官會議に付するといふあり方は、私は今日の裁判官が墮落する一つの大きな原因だと思つておるのです。これは裁判所より……、近く裁判所法を改正して、裁判官會議というものは諮詢機關に直す

べきです。そして裁判所長に本来の権限を持たすべきです。民主的の度を過ぎると却つて仕事の秩序を紊すので、目的を達しないから、裁判所長が會議に諮問する。そうして職務執行に多數の人の意見を徴して行つておる。方ならば、まあ今日の憲法の精神にも悖ることはないと思つておる。そういう方向に私は裁判所法も改正しなくちゃいけないし、改正しない今日の段階においては、最高裁判所のルールにおいて、かような事項については拳けて裁判官會議は所長に委託すべしという訓令を發すべきです。又ルールを制定すべきです。それで統一するのです。どここの裁判所はこういふやり方、あそここの裁判所はこういふやり方、それ自身が最高裁判所がこれに無關心だということのみならずあなたも物語つておるのです。一つの國家制度の中にその機構のあり方が区々であるといふあり方は私はあり得ないと思つておる。やはり規律した、嚴然とした一つの監督機關を、指導機關といふものを保たしめるには、又裁判の執行の完全な實現を図るべきように常に監督指導して行くといふあり方が正しいと思つておる。そういう方向に持つて行かなければいけないと思つておる。

第一に私は附加して申し上げておきますが、執行吏という言葉がいけないのです。これはもつといい言葉にしないで、ちやいけない、名前を……。執行吏などというのはい昔の、明治時代にできた吏とか廷士とか、ああいうような言葉は今の際直して、もう少し言葉を名稱自体にも私は考慮しないといふと、こ

ういう者になり手がありません、それは先ほどおつしやつたように執行吏の娘は嫁にもらい手がたない、首切り浅右衛門の娘は嫁にもらい手がたないといふやうな、これは嚴然たる、いわゆる何というか、御家人ですか、或いは直屬した武士であるのですから、やはりその人の身分といふものに対しては考へをこの際及ばさなければいけません。思つておる。そうすることがやはり執行吏の地位を高め、又国民の信賴に充てられるようになると思つておる。第一に私はさういふ今日のあり方の、裁判官會議に委ねておいて、素知らぬ顔をしておるといふ最高裁判所のあり方はよくないと思つておる。でこれはどうなさいませうか。

○説明員(鈴木忠一君) その裁判官會議が司法行政をやつて行くといふ建前が、裁判所法の現在の建前でございますが、それについて伊藤委員が裁判官が司法行政に興味を持ち過ぎるといふ御指摘なんですけれども、これはむしろ裁判官は司法行政に本来興味を持つていないのじやないかと思つておる。私は實際……。それを司法行政をするように最高裁判所法がしておるところに矛盾があるので、この執行吏の制度の監督についても、裁判官が裁判官會議を中心として監督をしておらないといふのは、やはりそれは各裁判官が行政に興味がないからだ、裁判官會議で監督をしておるといふところは一つも現在ないのです。裁判官會議が結局所長に任ず、或いは委員に任ず、執行部の判事に任ずといふようなことになつておるのですが、私はこの監督がうまく行われないといふ場合は、監督者のほうに責がある点を決して逃げるわけ

ではございませぬけれども、執行吏の主な作用は大体法律においてきまつておきます。そうして而もそれが執行吏の独立の権限としてやられるというやほりその面が強くておられますから、それを監督するということになりますと、勢い執行吏の権限を侵すということになりますと、その監督権があることに退いて、消極的に非行があつた場合に監督するといふふうな形になつてくる。監督が行届かないといふことが出て来るのではないか、むしろ監督の十分だといふ点は、現在の執行吏のあり方、法律による権限がかなり独立に與えられていゝといふ点にある。而もその内容、独立の権限を十分に行うのに必ずしも適當な者が執行吏になつていないといふ点にいろ／＼な弊害が出て来ると思つておられます。裁判官會議の点について伊藤委員から御指摘がありました。これは私もいろいろ／＼意見も出ておられますし、いろ／＼な意見も出ておられますし、將來或いは御指摘になつたように改正しなければならぬといふようなことにならぬかも知れませんが、存じますけれども、裁判官が裁判官會議で監督するということになつてゐるから執行吏の監督が十分だといふすぐには言えないような氣もいたすのでございます。

○伊藤修君 これは裁判官會議は本来興味を持つていないのだ、併し法律が與えたから興味を持つのだ、同じことなんでしょう、それは同じことです。法律で與えたから興味を持つてゐるのです。だから法律を直さなければいけないといふのですよ。ところが如何せん今日は法律で與えておられますから自然興味を持つて来るのです。指摘しろと言へば私は事實指摘して挙げますよ。甚だしいのになると、給仕や小使に至るまで裁判官會議で容察してゐるのですよ。それでひねもす喜してゐるのです。本来の裁判を伏せておいて、誰を部長にするとか誰を担任にするとか、そういうことに論議を費してゐるのですよ。だからよく喋る奴が結局部長になつてしまふのですよ。そういうあり方は結局裁判官を冒瀆するものだと思つておられます。そういう弊害が徐々に取りつつかつておられると、御承知の通りです。これは根本的に私は改むべきものだ、それは別の問題であります。この問題に關連しては裁判官會議はかような實際事務のことにつては、私は現在の法律ではそんなつておられるからこれは止むを得んのです。だからこれをうまく運用する意味において最高裁判所は努力すべきだ、こういうのです、現在の法制の下において。それは結局裁判官會議で、今の法制の下では所長にすべてこの事項は任せる、こういう決議をとるやうに訓示をなさるべきだし、指示をなさるべきだと、こう申上げるのです。そうして今日の過渡期を賄うべきだ、こういうのですよ。そうして又今度は監督の面です、これはあなたの、執行吏の規則の上において非常に独立の権限があるから余り容察できないといふのですが、正しい職務の執行をすることに容察ができることは当然のことです。私の言ふのはそうじゃない。その権限の立場に立つてこれを濫用し悪用してゐる、不正をしてゐる、こういうことは申告を待つまでもなく、常に監督によつてこれは是正すべきだ、こういうのです。監督といふことはそういうことなんです。その監督ができないようならばこれは監督じゃないのです。たゞ人事を見てゐるだけでは困るのです。少くとも監督の地位に立つ以上は、そういう点は訴えがあれば当然であるし、申告があれば当然のことなんです。そうじゃなく、自分の所屬してゐる執行吏の今日のあり方はどうであるかといふことは常にその理事者を呼んで実情を聞くなり、あり方を聞くなり、そういうふうな状態を聞くなりして、間接にも直接にも監督の方法はあり得ると思つておられます。こんなことは私が一つ／＼行政的なことを指示する必要はないと思つておられます。皆様において御研究になつて監督の方法は十分あり得ると思つておられます。そうするならば、こういう非難は或る程度是正されると思つておられます。そうしてその間に立派な法律をお作りになつて、立派なルールをお作りになつて、完璧なものをお作りになるといふ方向に持つて行つて頂きたい。法律が今できればいいのですよ。法律のできるまでの間のことをあなたに申上げてゐるのです。あなたもその責任の地位に立つていらつしやる以上は、やはり日本のためにあつていふ点は何とかこの過渡期を乗り越すやうにお手当をなさるべきである。こう申上げるのです。たゞ監督の地位にあるといふ名目上の監督じゃ困ると思つておられます。如何ですか。

○説明員(鈴木忠一君) 御趣旨よくわかりまして、別にこちらの反対いたすところはなないと思つておられます。できるだけ早く御趣旨に副うやうに手当てしたいと思つておられます。

○伊藤修君 だからルールのできるまでの間はできるだけ早くじゃやらないのですよ。すぐやるべきだと、こう申上げるのですよ。ルールでそういう点を十分考慮して、ルールのほうで賄つて頂くといいことは当然のことだと思つておられます。そのルールのできるまで、若しくは法律のできるまでは、今日の法律の下に世の非難を受けられないやうなお手当をなさるべきだと、こう申上げるのです。

○説明員(鈴木忠一君) 只今わかつておる点だけを申上げますと、昭和二十五年以降で執行吏の懲戒等の行われた事例が五件ございまして、その中の一つは、国家公務員法の八十二條の二によつて戒告になつておられます。それからもう一つは国家公務員法の七十九條の二によつて休職になつておられます。他は転勤という形で事実上の処分をしておるやうであります。

○伊藤修君 それに公式にいわゆる懲戒委員会にかかつたものでしょうが、そうじゃなくても、私はそんな数じゃないと思つておられます、全国で。そんなことは私たちの岐阜地方裁判所管内でも十や二十ありますよ。一つ／＼指摘しろといふのなら私指摘して見せます。東京なんか恐らく枚挙にいとまがないでしょう、東京の執行吏は。そう言つて執行吏は怒るかも知れないけれど、私はそういう点断言してはばからないのです。そういうことは少くとも上司の監督の地位にゐる者が見ていな

○伊藤修君 關根さん帰つて来たらずぐやるようにおつしやつて下さい。
○説明員(鈴木忠一君) 帰つて来ないうちに準備します。

○伊藤修君 あなたがやつて下さい。關根さんが帰つて来たらずぐやるようにおつしやつて下さい。

○委員(小野義夫君) それじやこの程度にして休憩いたします。午後は一時半に開会いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時九分開会

○委員(小野義夫君) 委員会を再開いたします。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましては先に衆議院において修正されましたので、便宜政府より修正点について説明を聴取いたします。

○政府委員(齋藤三郎君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして衆議院修正がされたのでございますが、この主なる点は四十一條の五項に関する改正規定を、政府提案におきましては、これは関係人の……、引致に関する点でございますが、政府の原案におきましては「引致状による引致は、警察官、警察吏員又は保護観察官が行うものとする。」とござい

ますが、修正案では、この引致が保護のためのものでございまして、刑事手続でございませぬので、この実体から保護観察官が、第一の責任者ではないが、保護観察官に行わせることが事実上困難であるという場合に警察官又は警察吏員に委嘱して行なわせるというところが適当ではないか、こういう意味合いで修正されたのでございませぬ。

これは政府の提案いたしましたのは、現行法の順序をただ刑事事件でないという点から、司法警察官を警察官として、順序は現行法のまゝにいたしたものであります。実体は現在でもこの事案の性質からいたしまして、保護観察官が中心になつていたしておりますので、この修正案は現状に合うものと考えております。

その他施行期日の「五月一日」というのを「公布の日」ということに改める等、字句の整理に関する改正でございます。

それから職犯者に関しす平和條約十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律中にも同様これは條文を整理する点がございまして、それに関する修正案でございます。

○委員(小野義夫君) 本案に対しまして宮城委員より質疑の通告がござい

ますので、許可いたします。
○宮城タマヨ君 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして局長に三點について伺いたいと思つております。

第一番に第三十條でございますが、三十條の二項「その他中央委員会の規則で定める場合」ということがございませぬか、これは具体的にどういう場合がございませぬでしょうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 現在中央委員会の規則をいり研究いたしておりますが、まだ決定には至つておりませんが、現在の研究段階で考えておりますことは、第一には前に一度申請があつて審議をして、何かの事情でまだ早いというためにそれが棄却になつた。その後事情が変更して、その点に

関する事情が変更して、そうして今度申請があつたという場合に、前回の面接から三カ月というふうな短期間しかたつていないというふうな場合は、委員会の見るところによつて、必要がないとすれば省略してよろしいか、それかうに考へていいのではないかと、それから現在刑務所におきましては、諸般の事情から殆んど開放的な構外作業場を持つておきまして、そこに成績のよろしい、仮釈放の適格性を有するだらうというふうな人を送つて構外作業をさせておきます。かような構外作業に対してそこに泊り込んで出役して、それも相当期間に亘る、そうしてその期間何ら反則がないというふうなことについて、書面による調査で十分であるという場合には省略することができ、そういうふうな点を考へておきます。

○宮城タマヨ君 ちよつとそれに関連いたしますが、この三十條三項でございます。その中に、今までは施設の長又はその他の職員の見解の聴取が必要という事項になつておりましたが、今度はそれが改められておりました。今度はその改められたら、私にはわからないのですが、何かそのほうが便利なことでもあるものでございませぬか。

○政府委員(齋藤三郎君) 仰せの通りに、只今は法律によりまして施設の職員が面接に立会うことをいたしておりますが、場合によつては施設の人がおらんほうがいいのではないかと、率直に本人がものを言える場合があるのではないかと、或いは構外作業のような比較的少数の職員が出向いておるような所では、場合によつては長時間に亘り立

会というところが困難な場合もあるのではないかと、そういう点を考へて彈力性を持たせようと、こういう意味合いでございまして、かように改正をいたしたからといって立会をしないということも原則といたしておるものではございませぬ。委員等からそういう場合があるというのを聞きましますので、稀な場合にはそういうこともできると、かように改正をしたらいいのではないかと、かように考へた次第でございませぬ。

○宮城タマヨ君 これは本質的に非常に弊害があるというわけではないので、事務上の時間の都合等もあるものでございませぬか。

○政府委員(齋藤三郎君) 大体さうな場合を考へて、事務的に考へてかようにしたほうが便宜ではないかと考へておきます。

○宮城タマヨ君 それからこの四十一條でございますが、四十一條の第二項第一号の規定しております住居は、居住することは当然同項第二号の事項に包含せられる事柄でございませぬが、特にこの本号を設けておきます必要はないものと思ひますけれども、その点はどうでございませぬか。

○政府委員(齋藤三郎君) 仮釈放いたします際に住居を指定いたしておりますので、遵守事項の内容になつておりました。その居住すべき場所に無断でないという場合には、遵守事項の規定の違反ということになります。ただ今度考へましたのは、遵守事項違反だけで停止をするというところは、もう少しその点は真重にしたほうがいいのではないかと、そういうことは遵守事項の中で指定された住居に、無断でそ

こからよそへ行つてしまふということでは保護観察をいたす者にとりますと致命的で、保護観察が事実上不可能になるということになりますので、かような場合は遵守事項違反のうちの一つでございませぬが、その点を引致の理由とする、かように考へた次第でございませぬ。

○宮城タマヨ君 遵守事項その他の報告は定期的になされておるのでございませぬか。

○政府委員(齋藤三郎君) 遵守事項につきましては委員が面接等におきまして、十分本人が更生するのにどういふ点を守つたらいいかという点を考慮いたしまして、出る際にそれを定めまして、そうして本人にこれを誓約させて出す、かようにいたしておる次第でございませぬ。

○宮城タマヨ君 観察中報告はどのくらいいたすのでございませぬか。

○政府委員(齋藤三郎君) 遵守事項を定めまして仮出獄とさせますと、その遵守事項なりその他いろいろな記録が実際に保護観察を担うたしますと、保護観察官、若くは保護司の手許に仮出所になる日以前に到達するように努めておきます。そしてそれによりまして担当する観察官或いは保護司は保護観察をいたしまして、毎月一回その成績を報告してらうようにいたしております。

○宮城タマヨ君 それは毎月一回ずつ出しますというところは、保護司としましたら大した骨が折れないでございませぬか。なか／＼停滯しておられますというふうな話も聞きますが、如何でしようか。

かた／＼は他に職をお持ちになつて、本当に同胞を救済しようというために殆んど無報酬で、実費についても十分な補償をもらわないでやつておられます。そのかた／＼にお願いすることは無理なようですが、これをやりませんと観察ができないというわけで、お願いしてやつておるわけでございます。現在全国的に、大休勘ですが、六割ぐらい毎月御報告をもらつておるのじやないかと思ひます。成績のいいところは八割或いはそれ以上ということになつております。その点では全国の保護司のかた／＼に常に感謝と敬意を拂つておる次第でございます。

○宮城タマヨ君 仕事の実質から申しますと、余り報告通り数字ができておられます。内容がそれに伴わないような場合があるでございまして、むしろ本当に観察して下さつておるかた／＼は、報告はあと廻しになるという場合がございまして、必ずしも報告が出ないということが成績が悪いという結果ではないと私は思つておるのです。ただそういうふうには本當に奉仕的に働いて下さいますかた／＼に對しまして、本當のことは余り手数のかからないようにして、実は子供を可愛がつて、本當の観察をして頂きたいというふうな意味から、この頃よりより考えられておられます報告だけを専任の保護司を作つて下さたらどうかというふうなことも、意見が出ておるじやございませぬですか。私はそういう方法をとることが一つの事務とそれから観察の内容を充実するといふ意味から悪くないと思つておりますが、その点局長の意見は如何でございませうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今仰せの通りに観察報告を出さないかたでも實際よくやつておるかたもございまして、ただ全般的にこの制度の向上なり或いはケース・ワークの技術なりを進展させるというためには、実際によくやつて頂いて、無理ではございませんが、御報告を頂くということが望ましいという意味でお願ひしておるわけでございます。なお只今も仰せの通りに、これについての何らかの便法を講じたらという御意見もありませんので、これについては十分考慮いたしたい、かように存じております。

○宮城タマヨ君 その次は四十二條の二項についてちよつと伺いたいんでございまして、この三十三條の第一項第二号の少年院の仮退院者及び同第四号の十八才未満の執行猶予者でございまして、保護観察中の者が、居住すべき住居に居住しないというふうなときに、保護観察をすることが不可能という場合もやはり保護観察を停止することができるよう改めるといふ必要はないでございませうか。この点如何ですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 仮退院中の者或いは十八才未満で刑執行猶予になり、法律によりまして保護観察に付せられておる者につきまして、指定された住居に無断でおらなくなつたという場合には事実上保護観察ができないという場合もございまして、ただそれを制度として保護観察を停止するかどうかという問題につきまして、私どもはかように考えておりますが、仮退院を取消して保護收容するといふのは家庭裁判所が決定をされる。それから執行猶予の取消しといふことも同様裁判所

の決定によつてやられます。その間は法律によりまして保護観察をするという建前になつておるもので、これを無断で裁判所の決定前にそれをやらないといふことは、一面裁判所の権限を半面的ではございませぬが、侵すやうなふうに見られるというので、この間は事実上不可能といふことはあるかもしれないませんが、まあ極力やるといふ建前で、それをはずり法律に書くかというところは如何かと、かように考えております。

○宮城タマヨ君 わかりましたでございませぬ。それから次は四十二條の二でございませぬが、第六項によりまして保護観察停止決定が取消された場合に、第七項によつて停止決定はなかつたものとみなされるようでございませぬが、仮出獄者の停止決定の時からこの取消決定の時までの行為、遵守事項違反などにつきましては、この第五項の適用がされるでございませうか。まあ仮出獄の取消しなんか、それは如何でございませうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 第四十二條の二の第六項、第七項は、本人が指定された住居を無断で逃走しましておらなくなつたために、保護観察を行うことができなくなつた。即ち保護観察を免れるという場合に保護観察の停止をいたします。現行法通りその停止の期間中は刑期に算入されません。併しあとでそうじやなかつた、本人の責任じやなかつた、そういうことがわかつた場合には、決定を待ちましてその停止を取消して、その場合はその期間を遡つて取消すといふことに、第七項によりましてその停止後の期間は刑期に

算入する。元通りに回復させる。これが当り前であるかと、こつちうふうに考えて、第七項をさような意味合いで書いたでございませぬ。

然らば通常の場合その保護観察の停止中に遵守事項を遵守しなかつたといふことを理由として、仮出獄を取消すかどうかという問題が、第五項でございませぬが、保護観察をできない理由で停止をいたしました、保護観察をいたしておらないのですから、その間の遵守事項違反を理由として仮出獄を取消すといふのは、いささか一方的ではないかといふふうに考えまして、その期間中は仮出獄の取消はできない。その出獄はできないといふようにするのがよろしいのではないかと、かように考へて第五項を置いた次第でございませぬ。

○宮城タマヨ君 その次に第四十五條でございませぬが、第二項の留意は第一項の委員会の審理開始決定の結果として当然でございませぬのでございませうか。それともこの裁判所から留置状が発せられなければならないといふことになつておるのでございませうか。

○政府委員(齋藤三郎君) これはこの関係におきましては、引致につきましては裁判官の発する引致状によつて引致するものでございませぬが、その引致いたしました結果、これは取消すか取消さないか審理をする必要がある。その間若干の日数本人の身柄を拘束するといふ必要がある場合、留置の決定をすればそれによつて改めて裁判官の令状をもらわないでも留置が或る期間でございませぬ。

○宮城タマヨ君 この第三項の所に留置の期間の延長のことがございませぬが、これは二十日を越えることができないといふふうになつておるのでございませぬけれども、この二十日といふことはどういふところから出るのでございませぬか。

○政府委員(齋藤三郎君) 仮退院中の少年にして、やはり戻してもう一遍少年院に入れて教育する必要があるといふような場合に、往々にして身柄を拘束する必要があるでございませぬ。實際問題といたしまして……さうな場合には引致状を出して、そうして一応の調査をいたしまして、これは審理するといふ必要があるといふことになりまして、審理を開始する旨の決定をいたして十日間、最長十日間適当な施設に留置する。そうしてその間家庭裁判所に對して少年委員会から戻し收容の申請をされませぬと、裁判所がそれについての決定をするのにやはり若干の日数が必要であらう、それを十日もあれば大体できるのではないかと、こつちう考へて、初めの普通の場合の十日と裁判所に申請してから裁判所が必要とするであろう十日を加えて二十日と、こつちうふうになつたのでございませぬ。

○宮城タマヨ君 わかりました。この

法案につきましての私の質疑はそれで
終りましたのでございませうけれども、
この前の委員会のごときによつと問題
にいたしましたこの平和條約の発効に
伴ひまして、受刑者が大中に恩赦にな
りましたのでございませうが、あのとき
に、少年の問題はどうなるかというこ
とを申したのでございませうが、その後
何か御様子が変わりましてございまし
ようか。

○政府委員(齋藤三郎君) この前の委
員会におきまして宮城先生から御注意
がございましたので、早速小林局長に
連絡をいたしました。ところが相当前
にそういう空気が若干あつたので、こ
ざいませうが、その後矯正局と私のほう
から連絡を出しまして、それ／＼審理
いたしました。退院を早めたほうがい
い人については退院をさせる等のこと
をさせました。その後問題はなほとい
うことを聞いております。

○宮城タマヨ君 実際においてはそれ
ではこの少年院のほうもこの頃相当退
院が許されておりましたのでございま
すか、如何でございませうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 詳細な統計
的のことは存じませんが、相当退院
が行われているはずでございませう。

○宮城タマヨ君 私はもう終りまし
た。

○中山福造君 私一つだけ聞いておき
たいのですが、この四十二條の二の第
五項の所に「仮出獄中の者が保護観察
の停止中に遵守すべき事項を遵守しな
かつたことを理由とし、仮出獄の取消
しをすることができない」というよう
な條項がありますね。私もいろ／＼犯
罪がなせ殖えるか、累犯みたいなこと
がなせ流行するかというのを調べて

見ますと、その仮出獄とか、それから
あの保釈のときなんかですね、それか
ら刑の執行が終つて出たときに、ただ
出し放しなんです。職業紹介所と連
絡をとつて、この人が獄から出たらど
ういうふうな職業に従事して、犯罪を
二度と再び犯さないかという処置をち
つともつていない。これが私は非常
な手落ちだと思つておるのです。で若
し当局がそういう点まで気を配つて頂
いて、これが出たらどの職業安定所
の紹介でどの工場に勤めるといふ、
その廊下を……監獄から工場までの廊
下を作つて頂く、そういう施設をしな
ければ、出し放しじゃ、泥棒の習癖の
あるような人は、なか／＼直らんの
です。それが非常な欠陥だと普段私は考
えておるのですが、そういう点につい
て考へておられますかどうですか、一
つ……若しあつたらその構想を聞か
して頂きたい。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今仰せの
ことは申されました通りでございま
し、私どもこの法律の運用は、刑務所
と社会に橋をかけるということではな
ければならんと存じております。現在ま
だ発足早々でもございませう、十分な
ことは到底参つておりませんで、ただ
現在では仮出獄、刑期三分の一に達す
る二月前に刑務所からいろいろ／＼な資料
をもらひまして、そうして家庭の問題
であるとか職業の問題等について極力
努力をする。又中央におきましては勞
働省ともいろいろ折衝いたしまして、
労働省から施設ごとに担当者をつけて
もらひまして、一人か二人の担当者
をきめてもらつて、その人と私どもの
ほうの機関と連絡をとつてやるように
いたしております。併し実際まだ／＼不

十分でありまして、今後十分その点は
大いに努力いたさなければならん、か
ように考へております。

○中山福造君 実はこういう質問をた
だ徒らにするのじゃなくて、こういう
事柄は私は数年前に、私も在野法曹
においては提唱しておる、それが少し
も……。ただ議會ではこうするとかあ
あするとかいう弁明をなさるのですけ
れども、少しもそれが実際に現われて
いないのですよ。だから本当に一つ徹
底した社会政策、刑事政策といふもの
をやつて頂かんと非常に私には……た
法律の作り直しでは効果が挙つて来な
いと思つたか、私は一人の犯罪人の弁
護に立つた。因違弁護であつたので
す。この人は二階に宿を借りて、そし
てその家主の着物を横領して売つたと
いうので公判に附されておつたといふ
工合に聞いて参つたのです。監獄か
ら出たときに、職業紹介所に直に行
つたといふのです。職業紹介所に願
で、六カ月しても、就職口を見付けて
くれないのです。だから監獄から出た
ばかりで、小遣銭はないし、どうする
こともできないから、仕方がないから
下のおばさんの着物を売って飛ばして小
遣銭にしたと、こういうことなんです
。これは一例ですがね。こういう者
はたくさんあるのです。私は学生時代
に眞鴨に参りまして典獄に聞きまし
たところが、一休出獄した人は何割くら
い帰つて来るかと、もう翌々日ぐら
いは半分くらい帰りますと、典獄さんが
その時代にも言つておりました。その
時代から、ちつとも……四十年ばかり
たちますけれども直つておらんです
ね。又そういう点について少しも気を

配つておらない。これは四十年間の懸
案と言つても差支えないくらい問題
です。一つこういう問題も法務總裁と
もお打合せして頂いて、立派な一つ社
会政策の見地に立つて刑事政策を活か
して頂きたい。かように考へますか
ら、特にこの点御注意を一つ申上げ
ておきます。

○左藤藤雄君 先日の大赦で今の恩典
に浴した人々が社会へどういふふう
にして更生するか、その廊下の繋ぎ方
についていろいろ質問をしようと思つ
たのですが、その後どのくらい職業
安定所等によつて就職しているか、或
いは今中山さんのお話のように、数日
ならんうちに又元へ戻つて来るとい
うような者があつたのではないかと、そ
ういふことについて今すぐでなくても結
構ですから、次の機会までにそういう
一つ調査の資料を委員会にお出し頂
きたいと思つた。委員長、それは要望
しておいて下さい。若しありましたら
、お調べになつたものがあつたら
ら今でも……。

○政府委員(齋藤三郎君) 五月の二十
日に全国から電報で照会を致しまして
参りました統計によりますと、今度
の大赦減刑によつて出所した者、勿論
このうちには、当時余りに多数の人が
出てはちよつと混乱を生ずる点を考慮
いたしました。四月の初旬から仮出獄
の形で出所させておりました。それを合
せまして一万一千人くらい出所いたし
ました。四月の初めからぼつ／＼出
て、四月の二十八日までに出た人が總
計一万一千人ございまして、そのうち
五月の二十日までには犯罪を犯して刑務
所に再收容された者が二十六人といふ
ことになつております。勿論犯罪を犯

しても発覚しなかつた者、或いは犯罪
の確定しない者もございませうが、いろ
いろと心配をいたしました。想像以
上にまあ無事に済んだ、かように考へ
ております。

○左藤藤雄君 就職状況は……。

○政府委員(齋藤三郎君) 就職状況は
全国的に統計はできておりませんが、
東京において聞いたところでは、東京
の都内で就職したのは百五、六十
名でございまして、三分の一程度が安
定所のお世話で就職し、残りの三分
二が保護会その他で、十数名まだ職が
ないという人がおりましたが、大体一
番悪い條件で日雇いというふうなこ
とで就職しておりますというふうな状
況であります。

○左藤藤雄君 そういふことを調査を
することが、非常にそれを奨励するとい
うことになりませうから、全国的にや
はり連絡をして、資料を集めて下さ
い。

○宮城タマヨ君 これは齋藤局長にお
礼を申上げたと思つております。地
方を歩いてみますと、今度の恩典にあ
づかつた人々がもう會つてない環境上
の調べがよくできておりましたため
に、初めに、第一番目に刑務所に迎え
に参りまして、我が家に連れて帰つた
といつたような者が多いために割合に
事故がないのじやないかというふうな
ことを聞いておりましたのでございま
す。これは全く地方委員会が非常に
活動をしたためだろうと思つておら
まして、そのことを大変喜んでおら
ます。ただ今左藤委員からお尋ねのこと
なんかは、これは矯正局長にも一度お
いで願つて、私も又詳しい話が聞き
たいと思つておりますので、委員長の

はうからさようお取計い願いたいと思
います。

○委員長(小野義夫君) 承知いたしま
した。他に御質疑もなければ質疑は終
局したものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) これより討論
採決に入りたいと思いますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと
認めてこれより討論に入ります。御意
見のおありのかたは賛否を明らかにし
てお述べを願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認
めます。よつて本案は全会一致を以て
原案通り可決すべきものと決定いたし
ました。なお例によりまして本会議
における委員長の報告及び審査報告書
の内容は便宜委員長に御一任を願いま
す。本案に賛成の諸君の御署名を願
います。

多数意見者署名

- 伊藤 修 宮城タマヨ
- 内村 清次 玉柳 實
- 長谷山行蔵 中山 福藏
- 岡部 常 加藤 武徳
- 左藤 義詮 一松 定吉
- 片岡 文重

○委員長(小野義夫君) 次に議事の進
行に關し申し述べ様にお諮り申しま
すが、今後本法務委員会の議事の運営に
關しまして、大体の日程は前回の委員
長及び理事の打合せで目標は出たので
ありますが、なおその補足として日程
を組みたいと思いますが、これにつき
まして委員長及び理事の打合せに御一任
を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がない
と認めます。さよういたします。

○委員長(小野義夫君) 次に破壊活動
防止法案及び関係二法案を一括して議
題に供します。先ず片岡委員に御質疑
を願います。

○片岡文重君 昨日団体の意義につ
いて若干御意見を伺つたのですが、な
おこの団体の内容については不明確な
点がございますので、他の面からこの
理解を深め参りますために御質問を
進めたいのでありますが、その前に一
応この三條の規定について順次順序を
追つて一つ御質問を進めて行きたいと
思うのであります。

そこでお尋ねしたいのは、すでにこ
れは法理論的には御質問がなされたか
とは存じますが、実際に団体の
役員となつて活動をして参りました者
の立場から、その歩んで来た経験から
考へまして、これだけの表現では基
納得しかねると考えますので、法理論
的にどうよりも、むしろ実際に適用
される場合にどういふふう適用され
るであろうか、こういうことを理解し
たいと思つております。そこで
この第三條の一項の一号のイでありま
す刑法七十七條、七十八條、七十九條

に規定する行為であります。この中
に特に七十八條の内乱の予備、陰謀、
それから七十九條の内乱等の補助に規
定する行為となつておりますが、この
内乱の予備、陰謀といふものは、内乱
を行うために予備をし或いは内乱を企
てるということがこの條項であつて、
予備陰謀だけを目的として行為を行う
ということはありませんかと思つて
す。つまり五月一日から五月一日を期
して内乱を起そう、そのためにけどう
いふふうにしたらよいか、先ず食
糧を貯え、医薬を貯え、或いは資金を
貯え、と思つて準備するが、その場
合にこの法案の定義から参りますと、
予備、陰謀を教唆、扇動する対象
としての処罰を考へられておるよう
であります。目的は予備、陰謀にある
のじやなくして内乱を起すことにある
。然るにこの條文では七十八條、七
十九條の行為に対してもなお扇動若し
くは教唆をした場合、こういうことが
ある。事実問題として内乱の予備、陰
謀だけを教唆し扇動することがあるの
かどうか。又一体そういう場合に
とするならば、予備や陰謀だけを計画
をして、どういふためにそうするの
か、そうして又これに計画した者でな
ければわからなくおつしやるかもわか
りませんが、そういう場合にまでもな
おこれを処罰しなければならぬのかど
うか。それらの点について少し丁寧
に御説明を頂きたい、こう思つてご
ざいます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。形式的に申上げれば内乱罪の
予備、陰謀は独立罪として規定せられ
ております。従いまして当然刑法の共
犯の適用があるわけですが、従いまして
この予備行為、陰謀行為について刑法
の共犯の教唆の適用があることは形式
的に当然のことです。さてさう
いうことが実際に考へられるかとい
う御指摘であります。内乱の予備、陰謀
は、もとより内乱を遂行するための予
備、陰謀であることは申すまでもあり
ませんが、実際に内乱といふものが行
われる事態を想定いたしますと、相
当大規模に相当長期に亘つて各種の段
階やいろ／＼な形態を経て行われる危
険性があるのではないかと考へられる
のであります。その予備の形態にい
たしまして、極めて広汎な各種の態様
が考へられます。さういふような予備
行為、陰謀行為に対しまして、直接そ
れを教唆、扇動するといふことも又当
然事實的にも考へられ、その教唆、扇
動が結局は内乱の教唆、扇動に理詰
めを押し及ぼすのではないかと、御指
摘もあつたかと思つて、実際の適
用をいたしまして、相当大規模な予備
行為、相当大規模な陰謀行為といふよ
うなものに對しまして直接これを扇動
する、或いは直接これを教唆するとい
う行為を捉えてこれを防止しなければ
ならない。理論上厳し詰めてそれは内
乱の教唆、扇動ではないかといふふう
に持つて行くことが直接取締る、その
危険性を予防するゆゑんではない、
多少そこに無理が行われるのではない
かと考へる次第であります。

○片岡文重君 今御答弁の中にありま
した通り、教唆、扇動の対象が理詰
めを押し及ぼす内乱になるけれども、
内乱とは、大規模に申しますか、大
規模になされる場合には、その予備、
陰謀だけが対象になり得ることもあ
る、さういふふうに向つたのでありま
すが、少くとも指導する、或いは扇動
する、誘導するといふような場合であ
るならば、さういふあなたのおつしや
るようなことはあり得るかも知れませ
ん。予備、陰謀だけを、取りあえずこ
こまで予備を進めておこう、少くとも
差当つてこままでは一つ計画したらよ
からうといふことで、実際に指導を興
り立つかも知れませんが、内乱を起す
といふ目的がなくて、その目的のない
事態に對して、目的のないものに予備
をしたり或いは陰謀を企てたりとい
うことはこれは私にはあり得ないと思
うのであります。その指導とか扇動と
いふ点についての区別がつけられま
すかどうか、或いはそれを同一に考へて
おられるのかどうか、この点を一つお
尋ねしたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。法律的に見ればそれは扇動で
あり教唆でありましよう。併しこれを
社会的に見ると、多くの大衆を駆つて
内乱という目標に駆り立て動員して行
くといふようなことが、政治的指導と
も見られるかと思つておりますが、
これは法律的に見れば強くまでそれは
内乱予備、陰謀の教唆であり扇動に該
当するものと思つてゐるわけでありま
す。

として、この群衆の指揮をなした者と、こゝういふものは一体扇動になるのですか、それとも教唆になるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。昨日もお答えいたしました。内乱罪における構成要件は朝憲案を目的として暴動をなすこととあります。それは集合犯罪でありまして、現実内乱が起きましたならば、これに参加している者は、その行為の態様によりまして、或いは首魁となり、謀議參與となり、或いは群衆指揮となり、更に又諸般の職務従事及び附和随行者ともなるかと考へるのであります。併し内乱が起らない前にはこゝういふ態様は考へられないのであります。そのときは予備、陰謀があり、予備、陰謀の教唆、扇動ということも考へられるのであります。かように考へておるわけでございます。

○片岡文重君 そういたしますと、この内乱が起つてから初めてなされる行動についてはこゝういふ謀議又は指揮という條文に当てはまるのであつて、起る前については予備、陰謀、若しくは陰謀であるということが一つと、それから予備、陰謀の教唆若しくは扇動といふのはその群衆行動の枠外にあつて、これをいふゆる扇つたり、暗示を興えたりするやうな場合がその教唆、扇動であつて、みづから内乱の予備に参画し、或いはその一員となつて内乱を惹起せしめる集團の、こゝでいふ團體の一員となつて、その行動をとつた場合にはそれは教唆若しくは扇動ではない、こゝういふに判断してよろしいのですか。

○政府委員(關之君) 大体法律的構成

はお尋ねの通りと思つてあります。内乱の遂行者があるといはしますれば、それが予備、陰謀、実行の着手、そつして既遂といふに相成るのであります。かような実行行為の外側におきまして教唆、扇動するものは法律に言ひ教唆であり、扇動である。かようなふに考へるべきであると思つてあります。

○片岡文重君 そういたしますと、この同じ行動をとつても、その團體の中におると外におるとの違いによつて教唆若しくは扇動といふ行動になる、行動といふは、行動といふよりも罪になる。その中におれば内乱罪によつて、或いは内乱の予備陰謀の罪によつて罰せられる、こゝういふことになるのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りであります。お尋ねの通りでは今の点はそういうことに一応理解をいたして進めたいと思つてあります。それで更にお尋ねをしたいのは、この内乱と言ひますのは、この七十七條に規定されておる通りに朝憲案乱といふことが目的であり、そつしてそのために暴動を起すものである。ところが例えは労働組合等のごとくに一つの思想を異にする、何と言ひますか、結合体、これは当然この法律でいふところの破壊的な団体では勿論ございませぬけれども、一つの特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体としての定義には該当すると考へられますが、この法律でいふところの労働組合がこゝにあるといはしますと、この労働組合といふのは思想的な団体で

ありませぬから、その中には破壊活動を以て労働者の權益を守らうと考へておる人たちもおるでありませぬし、或いはこゝういふ非合法なことをやらないで、暴力的なことをやらないで、建設的に事を進めて行こうと考へておる諸君もいるのでありませぬ。而もこれらの區別が判然といたして居る場合にはよろしいのですけれども、恐らく今日においてレッド・パージを大衆衆に行われてからの組合の状態といふものは、そういう區別が甚だ不明瞭になつて参りました。

更にこゝういふ破壊活動防止法案といふものが法律となつて実施されて参りますならば、一層こゝういふ破壊的な活動をいたして組合の利益を守らうとするやうな人々の意思が表面に現われ、そつういふ識別が明瞭になるということも更に困難な状態になつて来ると思へられます。併しながら労働組合の活動は一層活潑になつて来るのでありませぬ。従つて建設的な運動を進めようとする人たちの活動も活潑になつて来る。これに便乗しようとする、破壊活動を目途とする人たちの運動もより巧妙に、表面に出ないで、而も実質的にはより一層その成果を挙げようとするのでありませぬ。こゝういふ組合の状態にある団体はたゞ「争議行為を行なつて、その争議行為に参加した組合員が感情の激すところ常軌を失して或る種の行動に出た。例えはあの過日の宮城前広場の事件、或いは交番焼打ちとまで行かなくても、いろ／＼な怪奇な事件が起つた」といはします。こゝういふ場合に一体内乱となるのか、或いはそれは騒擾となるのか、或いはそれは正当な組合活動として認められる

のか、こゝういふ点についてどういふうにお考へになりますか、一応御意見を伺いたい。

○政府委員(吉河光貞君) 個々の組合員のかた／＼が感情の激すところ各種の不祥事件を惹起し、その事件の内容によりまして、それは騒擾罪になる場合もある、或いは単なる公務執行妨害にとどまることもある。併し押付けに行きまして、朝憲案を目的とする暴動までも若し起した場合にはそれは内乱になり、それ／＼刑法の規定するところによつて処罰を受けることは止むを得ないと思へるのであります。ただその場合に私どももいたしましては、こゝういふやうな刑法で規定されているやうな、只今申上げたやうな犯罪行為は組合の正常な活動ではないと考へている次第であります。

○片岡文重君 この暴動であるとか或いは内乱であるとかいふやうなことが明瞭にわかつて居る場合にはこれは余り問題も起りませぬし、起つたとしても今の御答弁の通り明快に処理ができておると思つてあります。併しながらその行動の結果から判断をされて、正規の組合の機関によつて決定をされた件を逸脱して争議行為が行われた場合、昨日内村委員から宇部案の争議の問題が引例されたやうであります。こゝういふ場合のように、殊にこの宇部案の場合にはまだその特定の別個な目的を以てなされたものとは私どもも考へられませぬので、今お伺ひしているやうな事態にはまだなつていないと思つてありますけれども、少くとも今までの各委員諸君からいへば、御質疑が対象にしている団体といふものは特

定な団体である。明らかに明示されておらないけれども、各委員諸君の質疑に対してお答えになつた政府委員の御答弁を以てするならば、明らかに特定の団体を指しているものと理解される。従つて特定団体、政府委員がお考へになつておられる団体の構成員或いは役員は、こゝういつた法律に引つ掛らないやうに、万全の注意をして行動をとるだらうといふことが容易に推測されるのであります。現にこゝういふ方法をとつて今もお行動が進められて居るものも考へられます。従つて組合等が今後活動を進めて行くためには、どうしても自分だけの団体独自の行動をするよりも、法的に、而も政府或いは国民大衆から支持を得ているところの団体の中に潜入して、その行動の成果を挙げようとする方法が必ずとられるに違いないと思つてあります。そつういふ事態になつた場合に、先ほど申上げた通りその特定団体の指導者は、許された労働組合の中に入つて、争議行為の行われているのを奇貨としてデモを行い、そのデモの中に参加して、而もこれが小さな団体であるならば、こゝういふ危険はないでしようけれども、例えは電線であるとか国鉄であるとか、全通であるとか、或いは放送であるとか、こゝういふ全国的に大きな影響を興えるやうな労働組合の内部にあつて一つのトラブルを起せば、明らかにこれが朝憲案の域にまで進み得るといふ確信の下に進むか否かは別問題として、指導者はこゝういふ確信の下に立つてその行動を起したと考へられるのか。つまりそれが内乱となるならば暴動として判定をされるのか、

まするお尋ねの場合は教唆又は扇動に
当るかと思つておりますが、この教
唆又は扇動は相手方に対して新ら
しい犯意を起させる可能性或いは既存
の犯意を一層強化せしめる可能性ある
さような行為だけで足りるのでありま
して、更に相手方が犯意を起して犯罪
を遂行するということが要件ではない
のであります。

○一松定吉君 さつき私は或る特定の
人に向つてということ、不特定多数
の人に向つてということ、教唆と扇動
を先ず分けた。そこで私の尋ねたその
或る特定の人の向つてその人が或る暴
力行為をやるやうという決意だけある。
その決意ある人に向つてこれをやれと
やつた。ところがやれとやつたけれど
も、実行しなかつた。これは扇動だと
言いましたね。それは扇動じやない
でしやうね。特定の人によるのだけ
ら……。

○政府委員(吉河光貞君) お尋ねの場
合は教唆であります。ですが、犯意の
ある者に対しては教唆は成立しま
せん。犯意のない者に対しては新ら
に犯意を起させるに足るような行為を
することが教唆であります。従つて犯
意のある者にさような行為をやつた場
合におきましては、その犯意のある者
が犯罪の遂行に出ます場合には、刑法
の従犯、事前の制限、従犯というよう
なものが成立する場合があります。

○一松定吉君 それはわかつておる。
教唆は犯意ある者には成立しない。特
定な人がそのときは……。

○政府委員(吉河光貞君) それは教唆
は、独立犯としてここに規定してあり
ます。教唆は飽くまで犯意のない他人を
して一定の犯罪を遂行する決意を新ら

に生じさせるに足る行為でなければな
りません。ですから犯意のある場合は
入りません。

○一松定吉君 犯意のある者に或る犯
罪をやれということの意思を注入した
けれども、その人間は実行も何にもし
なかつたという犯罪は成立しないの
だね。扇動にもならなければ教唆にも
ならないね。

○政府委員(吉河光貞君) さようでご
ざいます。扇動や教唆にはなりません
が、補助の場合は先ほど申上げた場合
であります。

○一松定吉君 それから全く犯意のな
い者に或る犯行をする意思を注入す
る。何らの受けこたえもなし、従つて
実行しないという、それは何か特定
な人をですよ……。

○政府委員(吉河光貞君) 全然犯意の
ない者、他人に対してして一定の犯罪
を遂行する決意を新たに生じさせるに
足る行為をした場合には、ここに規定
する教唆が成立します。

○一松定吉君 いや、そうじやない。
犯意のない者に或ることをやれと言
うて唆した、特定の人を……。ところ
がその決意をしない。その時分にはど
うなるか。

○政府委員(吉河光貞君) ここに規定
する教唆は、教唆を受けた相手方が新
たにその教唆の結果犯意を持つことを
必要としませんので、やはり教唆犯が
成立します。

○一松定吉君 そこで今のその点はあ
つて問題になりますから、よく一
つ……つまり犯意のない者に犯意を
注入した。けれども、犯意のない者は
勿論犯罪の決意もせず、実行もしな
かつた。併しそれは教唆になるのだ、そ

こです。それは一つ明かにしておい
て下さい。

次に今度は、不特定、多数の人に向
つて、或る暴力行為の扇動をやるので
すね。そこでその場合その者は犯意も
何にもない。犯意も何にもないのに扇
動せられたがために犯罪の意思を決意
して、そして実行したという、これ
はどうなるか。

○政府委員(吉河光貞君) お尋ねの場
合には、その扇動行為が独立罪として
成立する。でその扇動の場合におきま
して、実際の具体的な事件につきまし
て、その扇動を受けた相手方が、不特
定又は多数の場合であります。その
中に特定人が混じつておつたという場
合につきましては、別に教唆犯が成立す
る場合があると考へられます。

○一松定吉君 特定人が混つておると
いうのは、これはどういふことなん
で。不特定多数の人に向つて、どこ
かに行つて火をつけえ、こういうこと
を言つたその時に、特定人が混つてお
るといふのはどういふ状況ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 扇動罪につ
きましては、その相手方は不特定又は
多数の人でありまして、その多数の中
には、実際問題として、法律概念では
ございせんが、実際の問題として特
定人が入つておる場合もあり得ると考
へております。

○一松定吉君 その特定人が混つてお
る例を一つ挙げてもらわねえかんの
で……。

○政府委員(吉河光貞君) ここに参集
した大勢の大家の中に、大家に向いま
して、一つの犯罪を扇動する、私がま
あ演説をやりまして扇動すると、あ
そこに何の誰兵衛がいるということが

明らか認識される、それを多数人の
一人として扇動の対象になるというよ
うな場合ではなからうかと思つてい
ります。

○一松定吉君 そうするとその特定人
がそこに誰兵衛が、俺の知つておる誰
兵衛がある、俺は多数の人に向つて、
こういうことを言つておるが、誰兵衛
にも言つておるのだという認識があつ
てやつた時分には、多数の中に特定人
がおるのだ、その特定人に対してはそ
れは教唆になつて来るのですか。

○政府委員(吉河光貞君) さようであ
ります。

○一松定吉君 特定人に対して教唆に
なる、そうすると特定人以外の者につ
いては、扇動になる、こういうわけ
ですか。

○政府委員(吉河光貞君) さようであ
ります。

○一松定吉君 そうすると一個の行為
が教唆になり扇動になると、こういう
のですね。

○政府委員(吉河光貞君) 扇動罪はそ
れ自体犯罪が成立する、この場合に別
個の観点から、刑法一般の教唆とか或
いは教唆が成立するか否かは、具体的
な事実について別個に解決される問題
であると考えております。

○一松定吉君 そこでやはり不特定多
数の人に対して扇動したところが、扇
動された人は何にも、決意もなければ
何らの反響もなく、勿論実行がないと
いう時分にも、その扇動した人は扇動
罪でやられるのだね。

○政府委員(吉河光貞君) さようであ
ります。

○一松定吉君 いやよくわかりまし
た。そこで一つお尋ねしたいのは、そ
の特定人に向つて或ることを扇動す
る、おだてる、ところがおだてられた
けれども、特定人はそのおだてに乘ら
ない。従つて決意もない、従つて実行
もない。けれどもそれは教唆犯で罰す
ると、こういうのだねさつき……。

○政府委員(吉河光貞君) それは教唆
犯が成立する場合には、教唆犯を以て
罰せられる場合がある、かように考へ
ております。

して一定の犯罪を執行する決意を新たに生じさせるに足る行為でなければならぬ。ところが扇動とは中正の判断を失わせて犯罪実行の決意を創造させ、又は既存の決意を助長させるような勢いを有する刺激を與えるということになつておりました。行為の態様が異なるのであります。従ひましてさような教唆の要件を満す場合においてのみ教唆犯は成立する。

○一松定吉君 今のあなたのようにそのいうむずかしい熟語を使うからして国民はみんな迷うのです。国民にわかるようにしないと、そうしますとわかるようにするのは、今私があなたにそこで平易な言葉でお尋ねしているの、特定人の甲が俺は何もしようと考へておらんに、乙がお前は総理大臣の官邸に火をつけえ、こういふように乙が甲に話した。ところが甲はさういふことを言うけれども聞き流しにして意に解せずしてこれを実行も何もしなかつたときに、お前は総理大臣の官邸に火をつけてあれを焼けといふことを言うた人間はどうなるのかと聞くのです。素人がわかるように言うてゐるのです。

○政府委員(吉河光貞君) 教唆が成立します。

○一松定吉君 そこです。そういうことで教唆が成立する、その教唆が成立してそれが罰せられるということが世人はこわがるのです。効果も何も発生しない、一松がこういふことを言うたけれども一松、あれは気狂いみたいなやつだからあんなの言うことは聞かまいじゃないか、誰も相手にしなかつた、誰も相手にしないので勿論実行もなくて、一松がさういふことを言う

ただけで罰せられる。それがこわいといふことが一つ。いま一つは、大勢の人のおるところに行つてさうしてあの総理大臣の官邸に火をつけえ、出て来る者があつたらば片端しから殺せと言つた。ところがその多勢の者がそれを聞いたけれども、何もあいつの言うこととは馬鹿だ、あんなやつに應ずることはないと言つて決意もしなければ何も反響もなく、従つて実行もないときに扇動となつてお尋ねの通り。さういふようなところは、その扇動になるということとすぐこれをとらえて罰するといふようなところが、国民は非常にそれを心配しておる、さういふような考へを私は持つておる。そこで私がこの法案を修正すると仮定すれば、さつき例を挙げたような或る特定人に向つてさういふことをせよ、ああいうことをせよと言つたけれども何も手応えもなく、應ずる者もなかつたといふときには、法律上から言へば教唆といふことになるが、そんなことは罰する必要はないじゃないか、それが多数人に向つてああいうことをせよ、さういふことをせよと言つたに破壊活動の扇動をやつたけれども、相手方が何もこれに應ずる者がなかつたといふときに扇動を罰するといふことは危険だから、さういふようなときにはこの教唆、この扇動は罰せん、但しその教唆によつて実害が生じた、その扇動によつて実行正犯ができたといふときに罰するといふことにすれば、この教唆とか扇動とかいふことがあつても、国民は余り恐れんことになりませんが、さういふような修正をしたら、あなたの方の目的は達しないのか、ここを一つ聞いて見たい。それを聞きたいために今さうい

う例を挙げて見た。もう一遍申し上げますと……、わかりましたか、それじやどうぞ。

○政府委員(關之君) 只今お尋ねの点は、この法案の一つの基本的な問題につきましても問題をお示しになつた点でありまして、従来の刑法の原則におきましては人をそのかした場合には相手方が実行したといふことを條件にしてそのかしたものが処罰されるといふことが刑法六十一條以下の原則になつておるわけでありまして、而してかようなことが、結果が行われたといふことの立証と、そしてその事実を基礎にしてそのかしたといふその行為を処罰するといふことに相成つておるわけでありまして、さういふ問題は、或いは今申しました人を殺せよとか、或いは火を付けよ、或いは内乱を起せよとかいふ言動でありまして、かような言動は、これはその言葉が用いられる事態、官場的な事態如何によりましては、さういふ結果が惹起される危険性が極めて濃厚に相成るわけでありまして、すべて考へ方として、事案として若し内乱が起り、そこに殺人が起り、或いは放火が起り、起つて簡単に申しますならば、血を見てからその事態を收拾すればよろしいではないか、さういふ結論がそこに出来るわけでありまして、併し果して現下のいさゝかな事態から見まして、さういふ結果内乱が起る、或いはそこに殺人が犯される、或いは放火が犯される、さういふ血を見ての結果を見て、事態を処置しただけで足りるかどうか。さういふことが現下の公共の福祉を保持する上から見まして、さういふことで足りるかどうかというこの問題が問題の分岐点にな

る点であろうと思つておられます。そこでそれでこと足りるかと思つておられますが、私どもとしましては現下の事態に鑑みまして、さういふ結果を見ただけで、その実害が発生した、その上だけの処置でいいか悪いか、公共の安全の保持の上から見て、それだけでよろしいかという点につきましては、公共の安全を保持する上から見て、それだけでは足りない。やはりその以前におきまして結果の発生する可能性あるかやうな危険の言説或いは出版物に對しまして相當の規制を加え、或いはこれを事前においてキャッチして犯罪としてみれば、かやうに考へるのであります。この考へ方はあえてこれはこの法案において日本が特別に編み出したといふことでは毫もないのであります。すでに英米その他の外国におきましては、重罪の扇動といふことが、それ自体危険の発生する可能性がある、実害を見て初めて処理するといふことを得ない。やはりかやうな実害を発生する明白なる且つ現在の危険性のある各種の言説に對しては、これを犯罪とし、その他必要な規制を加えて行くといふこの考へ方が英米その他ドイツ、フランス各外国における立法例の原則になつておるわけでありまして、或いは又日本の法制におきましても、例えて申しますならば、国税の徴収法であるとか、或いは米穀の食糧緊急措置令でありますとか、或いは公務員法乃至は地方公務員法等におきまして、すべてさういふ観点から危険な行為、客観的な事態に對しまして明白に現在の

危険、実害行為を呼び起すやうな言説に對しましては、これは犯罪規定で処分する、犯罪規定でこれに所要の刑罰を課するといふ規定が現に日本の刑法例にもあるわけでありまして、例の大政官布告と申しまして、明治の初年に制定されました爆発物取締罰則は、明らかに教唆と扇動をそれ自体犯罪として処分するといふことが明瞭に各條文に規定されておるわけでありまして、これらの考へ方は、要するに血を見るとか、或いはそこは実害的行為の発生する前に社会に對してかやうな現実的な危険な行為を呼び起すことのできる惧れのある明白な現在の危険のあるところのその行為に對しては、これを処置するといふ考へ方になつておるわけでありまして、この法案におきましては、第三條第一項の各号に掲げる行為は、内乱であるとか、或いは殺人、放火とか汽車の転覆或いは爆発物の使用といふがごとく、結果が起りますれば、極めて取返しつかないところの社会に実害を與える行為であるわけでありまして、然らばこれらの行為をそのまますべての言説を放任いたしまして、結果を待つて処置すればよろしいではないかといふことは、私どもとして国家の、公共の安全を確保する上におきましては到底忍び得ないところであると思ひます。すでに血を見、すでに多くの非を見、或いは内乱といふやうな重大な結果を見て処置をしたところで、これはただ網羅策に過ぎないと思つておられます。やはり公共の安全を確保するといふその考へ方から見ますならば、勿論人權の擁護をこれを慎重に考慮しつつ、その事前においてかやうな実害行為を呼び起す明白且つ現在の

それでは一つの昨らかにしておきたいと存じますから、もう一遍御答弁頂きたいと思つたのですが、その団体というものはどうしたはつきりとしたものなのか、或いは先ほどの御答弁のように、とにかく時間的には極めて短くとも、多数の人たちが共同の目的のために集つたというだけであれば、その規約、綱領等形式的な条件は何一つなくとも、これは青空で差会式をやろうがやるまいが、そういうことには関係なしに、集つただけで団体とみなすことができるか、できないのか、その点は如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 昨日団体の継続性でございましてつきまして、これはやはり具体的な事実を以てして社会通念に照して合理的に判断されなければならぬ。ここで団体は多衆の合意を基にして結合される共同の目的を定めまして、その目的を達成するために団体意思を決定して動く。結成直後にそれが相当……或る一つの政治団体が結成された直後に、それが問題になつてから何時間も経過してないでも、これはとにかく団体であります。相当期間継続すべき、社会的にも相当期間継続すべきものであります。これは合理的に判断されるだらうと考へております。ところが一つの集會が行われて、集會後散會するといふような場合に、これが朝から晩まで集會が合われたからと申しまして、それが二十四時間かかつたから団体だといふふうには参らないのじやなからうか。やはりそこには合理的に、大きくつばに申せば、常識を以てそういう結合体が相当期間社会的に継続すべきものであるかどうかということが具体的に

判断されなければならぬのではなからうかと考へておるわけでありませう。○片岡文吉君 或いはこれは私の記憶違いか何かかわかりませんが、昨日の御答弁では、そういう場合に集団として寄り集つただけでも一つの団体として認められるというふうな御答弁があつたように私記憶しておるので、その点もう一遍重ねて一つ……○政府委員(吉河光貞君) 昨日御質問の中に、結局継続性が取上げられ論議されました。この問題につきましてはその結合体が一時的なものではないか。社会的に相当期間継続すべきものと認められなければならない。それが継続性であるというふうな御答弁をされたはずでございませう。○片岡文吉君 いや、それでは只今の御答弁を以て伺つておきます。それで継続性がなければならぬということになりますと、これは継続する期間はどうかということになると、成るほど昨日のお話では、社会通念に従つて判断すべきであるというお言葉でございませう。従つてそういうことになりませうと、例へば今日只今ここに団体が結成される。而もその結成は必ずしも形式的な要件は整わないが、とにかく例へば大磯から帰りに、これではとてもいかに、一つ我々同志が一体となつて、この窮状を打開するために何とかやろうということになつて、別に内乱を起そうとか、暴動をやろうとか、殺人をやろうとかということでも、その目的を達するわけではない。目的は、飽くまでも民主的な方法で一つ社会改革、革命をやつて行こうということ、これは併しながら今日作られたばかり

でありませうけれども、将来に向つての發展をその構成員誰もが考へておるのですから、これは明かに団体として認めて頂けると思ふのですが、こういう場合、そうしてその直後に仮にこの法案に該当する事態が起つた場合には、それは団体として認められるかどうか、この点を一つ……○政府委員(關之君) この継続的というものは、現実に継続し、又は継続すべき……、その団体の構成の中に当然継続されることが社会に予定されるというものを当然含まれているのであります。○片岡文吉君 そういたしますと、ではその場合に、これからやつて行こうということですから、これは継続し得るものと認め頂けると思ふますが、明らかに団体というその定義の中に入つて来る。で、而もこの団体は暴力的な目的を持つて作られた団体ではない。けれどもたま／＼大磯に行つて来た、或いは首相官邸に行つて来た、どうもこれではいかにということ、その場合にそれらの一団の団体が、その感情に激する余り、街頭に立つて、かかる内閣は暴力によつても倒すべきたという扇動を、その国会の前で行なつたといつたしましたら、これは明らかに団体の活動として、目的じやありません、目的ではないが、その団体の本来の目的ではないが、その団体が一体となつておるときに、異議なく行なわれたのですから、これは団体の活動たることに於いては異議がないと思ひます。そうしてその街頭に立つて、これはいかに……、たとえそれは感情の激するところであつても、自然にその條件がかもされるなら

ば、それが一団となつてそれらの者が或いは殺人が行われかも知れない。首相官邸に、警備内に突入するかも知れない。十分な犯意を持つて通行人に向つて激越な口調で演説をしたとかいふ場合に、どういふことになりませうか。○政府委員(吉河光貞君) さやうな活動に出ることを団体の意思として決定して、それらのかた／＼が行なつた場合は、やはり団体の活動としてさやうな行為がなされたということに相成るものと考へておられます。○片岡文吉君 そうすると団体の活動として、暴力主義的破壊活動がなされたと断定されるならば、それは明らかに教唆、若しくは扇動ということ、これは自分が行なつたのではありません、その街頭に立つて通行人に呼びかけたということになるから、これは実害は起つて来なくても、明確に教唆罪、若しくは教唆罪にはならぬでしょう。先ほどのお話によりませう……扇動罪というものがここに成立をす、そういうふうな考へてよろしうございませうか。○政府委員(關之君) お尋ねの、なした言動が第三條の第一項のこの具体的な事実に対する教唆、扇動でありまするならば、さやうなことに相成ると思ふのであります。○片岡文吉君 そういふことになつて参りますと、これはこの何ですか、理窟の上で推し進めて参りますれば、そういう明確な線も出て来ようかと思ひますけれども、実際問題として労働組合、或いは現に先だつてこの参議院会館で開かれました中小企業者の危機突破大会における挨拶、激励等を伺つて

おりまして、今日勤労者階級の生活が窮況に迫られれば追込まれるほど、逼迫すれば逼迫するほど人心が不安定になつて動搖いたして参ります。而もこれは昨日この法案の立法の精神についてお伺ひいたしましたときに、日本の民主化というものは極めて低いということをお聞きなさいませう。○片岡文吉君 そういふ情勢の中にあつて、団体が活動する場合に、犯意なくしてたま／＼その何らかの動機に駆られて、激越な口調で以て演説が行われた。その演説に感奮して行動がなされたというふうなこともなしとしなさい。○片岡文吉君 そういふことになつて来ると、犯意があつたかといふことは、これは極めて認定困難だと私は思ふ。動機に駆られてやつたのだからその犯意がないといふ善意な解釈のみが下されるとは言ひ切れない。常々このような事態ではいけないといふことを十分耻に深く學み込んでおる人たちが、予測せざる事態を惹起することがあり得るかも知れない。そういう場合にやはり教唆若しくは扇動としての罪に陥らなければならぬ。而もこういう推測と申しますか、そういう推定は容易に今日の組合運動の段階には私はあり得ると思ふ。この労働組合の諸君、或いは中小企業者の諸君、それから新聞人、文化人等がまさに戦慄禁じ得ずとして、この教唆扇動の字句に懸念の努力を傾けて研究し、そしてこれらの字句の排除方についてまさに骨を削るような苦勞を重ねておるといふことは、誠に当然なことだと私は考へます。で今あなたたは当然そういう場合にはこの法律に規定するところの破壊活動として規制をせられるのだといふことを

よろし、いろ／＼な方法があるでしよ
うから、その点はお考えになつて下さ
い。

ほとどの御答弁になつてゐるのか、或い
はそういう点についてはなお考慮せら
れる余地があるというふうにお考えな
のか。

点十分、私は明日から改めて御質問し
ますからお答え願ひたいと思ふ。

になつて、殊に關さんなどは何ともし
てあらゆる有害な扇動を取締れるよう
にしておこうというお考えで先から先
と考へておられるのはつきりしたお答
えでない。一松さんが言われたよう
に一般の人が聞いても殆んどわからな
い。いわんや地方の調査官などは、あ
いりやうにこの議會で答弁したつ
て、頭がぐら／＼になつてくるような
お考えでは、吉河さんが幾ら調査官を
集めて周知徹底すると言つても無理だ
らうと思ふ。だからその限界をはつき
り頭の中で立てて我々に答弁して頂き
たい。で殊にその限界というものは、一
種の扇動なり教唆なりというものが独
裁者に対して脅威を考へる行為である
場合があるのです。内乱を起すという
意味ではないんです。独裁者が内乱を
起すと言つておられる連中があるとい
うので反省をするのです。そこでそうい
うことがなければ政治上の動きという
ものは動かない場合があるんです。あ
なただけがそういう点において逆に繰返
し繰返して麻痺されてしまつたところ
があるのではないかと。世論は
これほど反対してゐるのに少しも反省
しない、むしろ逆になります。自分の立
場を固執して、堂々たる専門的な反対
論を誤解だと言つてゐるのは、逆のほ
うに麻痺してしまつてゐるのではない
かというふうな思ふのです。だから内
乱を主張するといふのは、必ずしも内
乱を遂行するのことが目的ではなく、内
乱を行つておられることを以て専制的な
独裁者に対しては反省を促す、そうい
う一種の正当なる政治的な喝問という
言葉が當るからではないか、或いは誤解
を招くかも知れませんが、そういう場
合もあり得るのじやないか、これにつ
いて……。

それから最後に内乱というものが
やす／＼と起るようにならぬなり、吉
河さんなり考へてゐられるようです。
扇動なんかやれば忽ち流血になる、そ
れだから扇動をびしやりと抑えよう。
ところが内乱というものは私も起した
ことはないけれども、あなたがたも起
したことはないでしようが、(笑)な
かなか起るものではないので、で
すからいつの間にか内乱が起つたら大
変だというのが、公務員の執行妨害を
やられるのも大変だというふうにおつ
しやつてしまふ。だから一松さんのさ
つき言われたことに対する政府の今日
の答弁というものは、いづれも私は脇
から伺つておつて私納得できないので
す。今度は私のほうの問題も伺いま
すので、そのときには今日のような答
弁でない御答弁を用意しておいて頂き
たいと思ひます。

〔理事官城タマヨ君退席、委員長
着席〕

○政府委員(清原邦一君) 羽仁さん改
めて明日から御質疑をいたされるそ
うですが、簡單にこの際お答え申上げ
たいと思ひます。法律を以てすべての犯
罪を処罰することはどうかというお尋
ねが第一点でございますが、私も無
論治安維持につきましても法律のみを以
て足るものとは断じて考へてないので
ございませぬ。国民生活の安定、その他
種々の施策を以て共に進んで行かなけ
ればならないことは申上げるまでもな
いのでありますが、併し最小限度本法
に規定してゐるような範圍につきまし
て、これを立法的措置によつて取締る
必要は止むを得ざる措置である、現下
の事態に鑑みまして止むを得ざる措置

それからもう一つ刑政長官のほうで
すが、さつき刑法改正の草案などにつ
いてお話があつたのですが、最近の犯
罪が暴力行為が多く、集団的な行為で
あるというお話しを承り、通つて
す。ここでどういふ点はお考えになら
ないかどうか。最近は一言で言へば、
原千爆弾時代というふうな言い方の意
味において大衆の時代なんです。従つ
て大衆的な方法がさまざまに発達して
いるのです。だから破壊活動のほうも
発達してゐますが、それを防止する大
衆的ないろ／＼な活動も発達してゐる
のです。ですから大衆の行つた破壊活動
というものを大衆以前の時代の考へ方
でお考えになりますと、これはただ一
層危険なものにだけ見え、重く罰し、
嚴格にこれを取締るといふことしかお
考へにならないのじやないかと思ひま
す。併し現在は大衆的なさまざまの方
法が発達してゐます。これはさつき
片岡さんの御質問がなか／＼つぼ
に……、政府のほうでおわかりになら
ないのは、片岡さんは最近の労働
運動をやつておられて、いろ／＼な方
法があることをお考えになつておる。
ところが政府のほうではこれは無理で
す。事実そういう大衆活動をなさつた
御経験が少いから……、だから大衆に
よる破壊活動というものが最近の非常
な危険である、政府のごときは絶えず
危険中の危険と言つておるのだから。
併しそれがために、危険中の危険であ
る近代の犯罪というものを、近代的
に大衆的に防く方法があるのだという
ような点もお考えになつて、それで先

それから最後にあなたのおつしやつ
ておる、繰返して宣伝をやることによ
つてそれで麻痺した状態に入つて、そ
こで宣伝が扇動に移つて行く場合につ
いてのお話がありました。これも……、
今申上げた二点です……、その繰返
し行われる宣伝に対しては、他の宣伝
もこれはあり得るのであります。それ
から麻痺した状態に入つて行くといふ
ようなことなんです。これは大変危
険の御答弁じやないかと思ふ。とい
ますのは、それがあつたからこそ、各
学局長のや学長や又新聞関係者が危険
を感じるのであります。新聞関係者、新聞記
者の諸君は宣伝だ、或いは扇動だと言
つてもいいというふうなまでおつしや
つておるの、決して誤解とばかりお
考へにならないで、教育といふものは
或る意味において、繰返すことによつ
て麻痺させて、それで基本的人権とい
う考へ方が立派に頭に入つて来て、活
動にもなつて来るんです。ですからそ
れは有害な場合と、そして有効な場
合とすれ／＼のところで行われるもの
であつて、昔の箱入娘の教育のよう
に、いいことばかり教へてゐるといふ
教育は、もはや進んだ方法としては有
効でない。ですからああいうふうな御
説明をなさいますと、繰返して麻痺し
た状態に入るといふものをも取締ると
いふお考えだと、これは教育にかなり
關係して来る。それは取締りによつて
ではない、教育によつて或いは右に行
き、或いは左のほうへ是正されてしま
うといふこともお考えになつて、その

最後これに常にも私自身が伺ひたい
と思つてゐるのですが、アジテーショ
ン、宣伝、或いは扇動といふものが、
いわゆるこの独裁政治なり専制政治な
りに対する唯一の手段である場合があ
るんです。従つてこの扇動なり宣伝な
りをするだけ取締つて行こうといふ
お考えは、いつの間にか本法の言ひ
主義を守るのではなくて、専制主義
を守るための法律になつてしまふ虞れ
がある。ですからその点をよくお考え

○政府委員(清原邦一君) 羽仁さん改
めて明日から御質疑をいたされるそ
うですが、簡單にこの際お答え申上げ
たいと思ひます。法律を以てすべての犯
罪を処罰することはどうかというお尋
ねが第一点でございますが、私も無
論治安維持につきましても法律のみを以
て足るものとは断じて考へてないので
ございませぬ。国民生活の安定、その他
種々の施策を以て共に進んで行かなけ
ればならないことは申上げるまでもな
いのでありますが、併し最小限度本法
に規定してゐるような範圍につきまし
て、これを立法的措置によつて取締る
必要は止むを得ざる措置である、現下
の事態に鑑みまして止むを得ざる措置

○政府委員(清原邦一君) 羽仁さん改
めて明日から御質疑をいたされるそ
うですが、簡單にこの際お答え申上げ
たいと思ひます。法律を以てすべての犯
罪を処罰することはどうかというお尋
ねが第一点でございますが、私も無
論治安維持につきましても法律のみを以
て足るものとは断じて考へてないので
ございませぬ。国民生活の安定、その他
種々の施策を以て共に進んで行かなけ
ればならないことは申上げるまでもな
いのでありますが、併し最小限度本法
に規定してゐるような範圍につきまし
て、これを立法的措置によつて取締る
必要は止むを得ざる措置である、現下
の事態に鑑みまして止むを得ざる措置

○政府委員(清原邦一君) 羽仁さん改
めて明日から御質疑をいたされるそ
うですが、簡單にこの際お答え申上げ
たいと思ひます。法律を以てすべての犯
罪を処罰することはどうかというお尋
ねが第一点でございますが、私も無
論治安維持につきましても法律のみを以
て足るものとは断じて考へてないので
ございませぬ。国民生活の安定、その他
種々の施策を以て共に進んで行かなけ
ればならないことは申上げるまでもな
いのでありますが、併し最小限度本法
に規定してゐるような範圍につきまし
て、これを立法的措置によつて取締る
必要は止むを得ざる措置である、現下
の事態に鑑みまして止むを得ざる措置

○政府委員(清原邦一君) 羽仁さん改
めて明日から御質疑をいたされるそ
うですが、簡單にこの際お答え申上げ
たいと思ひます。法律を以てすべての犯
罪を処罰することはどうかというお尋
ねが第一点でございますが、私も無
論治安維持につきましても法律のみを以
て足るものとは断じて考へてないので
ございませぬ。国民生活の安定、その他
種々の施策を以て共に進んで行かなけ
ればならないことは申上げるまでもな
いのでありますが、併し最小限度本法
に規定してゐるような範圍につきまし
て、これを立法的措置によつて取締る
必要は止むを得ざる措置である、現下
の事態に鑑みまして止むを得ざる措置

であらうかと考えておるのでございます。

なお第二点といたしまして、最近は大衆的の行動が多いから、その点についての感覚を持つておるのか、そういうお尋のようでございますが、勿論その点は考えておりますが、民主主義の下におきまして、つまり憲法及びその下における法律、更に国会を中心とする民主主義政治の下におきまして、大衆がその大衆の力により暴力的の行動に出ることが最も危険なものではないか。でありますから大衆的犯罪で且つ暴力活動によつて本法案所定のような犯罪を起そう、それに対しては勿論これに対し必要最小限度の取締りを加えるという事は止むを得ないことではなからうか、かように考えておるのでございます。

○羽仁五郎君 その今の最小限度という原則がすでに守られておるかどうかという点なんです。でそれが今のような点が常に念頭にあれば、このその他の方法によつてもこれは防ぎ得るといふ場合にはその法の取締はそこにまで立入らなくてもいいということが、又立入るべきでないという答弁を願えるはずじゃないか。一松さんの扇動範囲もそうでしょう、犯行も生じないものをその扇動でやらなければならぬというの、果して今おつしやる最小限度という点と一致しておるかどうか。それから公務員に対する公務執行妨害を特に重く破壊活動というふうなレッテルを付けることが果して最小限度ということであるかどうか。このような点についてももう少し考えて頂く必要があると思ひます。

○委員長(小野義夫君) 本日はこの程

度で散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。羽仁委員の御質疑を願ひます。
午後四時五十八分散会

昭和二十七年八月二十九日印刷

昭和二十七年八月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局